# 会議録

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 会議の名称 | | 令和７年度第１回つくば市障害者計画策定懇談会 | | |
| 開催日時 | | 令和７年９月 24 日（水）午前９時 55 分開会・午前 11 時 40 分閉会 | | |
| 開催場所 | | つくば市役所　２階２０２会議室 | | |
| 事務局（担当課） | | 福祉部障害福祉課 | | |
| 出席者 | 委員 | 森地　徹　磯田　恭子　浅井　知枝　根本　典子<br>細島　映利奈　細田　忠博　篠﨑　純一　武田　真浩<br>津梅　光子　飯島　弥生　後藤　真紀　奈良部　和子<br>菊地　奈美子　菅野　慎也 | | |
| | 事務局 | 福祉部　部長　根本　祥代　次長　日下　永一<br>障害福祉課　課長　岡田　治美　課長補佐　中村　央子<br>統括医療技士　倉持　博子　係長　海老原　恵梨子<br>係長　矢島　夏子　係長　松本　和香<br>主任　近藤　秀将<br>障害者地域支援室　室長　飯田　強 | | |
| | その他 | 社会福祉課　課長補佐　武笠　正之　係長　大竹　智 | | |
| 公開・非公開の別 | | ■公開　□非公開　□一部公開 | 傍聴者数 | １ 人 |
| 非公開の場合はその理由 | | | | |
| 議題 | | （１）つくば市障害者計画策定懇談会について<br>（２）第２期つくば市障害者プランの策定概要及びスケジュールについて<br>（３）第２期つくば市障害者プランの策定に向けたアンケート・ヒアリング案について | | |
| 会議録署名人 | | | 確定年月日 | |
| 会議次第 | | １　開会<br>２　挨拶<br>３　委員紹介<br>４　座長・副座長選出<br>５　議題<br>６　その他<br>７　閉会 | | |

議　事　の　経　過

１．開会

○事務局　皆様おはようございます。定刻より少し早いですが、皆様おそろいになりましたので、令和７年度第１回つくば市障害者計画策定懇談会を始めたいと思います。本日はお忙

しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。座長選出まで事務局の方で進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。懇談会の開催にあたりまして、福祉部長の根本よりご挨拶を申し上げます。

２．挨拶

○根本部長　福祉部長の根本でございます。本日は大変お忙しいところ、令和７年度第１回つくば市障害者計画策定懇談会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また日頃からつくば市の障害者施策にご理解とご協力を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、平成 18 年に障害者自立支援法が施行されて以降、都道府県、市町村においてそれぞれ障害福祉計画を策定し、障害福祉施策を進めてきたところでございますが、国際社会において我が国の施策はいまだ進んでいるとは言えず、令和４年９月に国連の障害者の権利に関する委員会において、93 項目の懸念や 92 項目の勧告等を含む総括所見が採択され、課題や改善すべき点が示されたところでございます。

このような状況も踏まえつつ、令和６年３月に第３次つくば市障害者計画、第７期つくば市障害者福祉計画、第３期つくば市障害児福祉計画の３つの計画を一元化いたしました「つくば市障害者プラン改定版」を策定いたしました。

市では昨年４月に地域生活支援拠点等事業を開始しまして、今年の７月には「つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」を制定するなど、本プランの基本理念にあります「障害の有無にかかわらず、安心して自立した生活を送ることができる共生社会の実現」を目指しまして、関係機関の皆様と連携して、障害福祉サービスや福祉相談、地域生活支援事業などの施策を実施しております。

委員の皆様には本プランの進捗評価や、第２期つくば市障害者プランの策定にあたりましてご協力いただきたく存じます。本日の懇談会においては、第２期つくば市障害者プラン策定に係る基礎資料とするために、年度内に実施を予定しておりますアンケート調査やヒアリング調査の内容等につきまして、委員の皆様よりご意見をいただきたいと考えておりますので、限られた時間ではございますが、ご協力をお願いしたいと思います。以上簡単ではございますが、開会にあたりまして挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

３．委員紹介

○事務局　続きまして、会議次第３番の委員紹介に移ります。資料１－１つくば市障害者計画策定懇談会委員名簿をご覧ください。

名簿番号２番の末森様につきましては、本日ご欠席のご連絡をいただいております。
それでは、名簿の順番に従い浅井委員から簡単に自己紹介をお願いいたします。

（各委員自己紹介）

○事務局　ありがとうございました。続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。資料１－２をご覧ください。

（事務局紹介）

４．座長・副座長選出

○事務局　それでは、お手元の資料２のつくば市障害者計画策定懇談会開催要項をご覧いただきたいと思います。

　第５条にある通り、座長については、委員の互選により定めることとなっております。座長の選出について委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。

○委員　事務局一任でお願いします。

○事務局　ありがとうございます。他にご意見のある方はいらっしゃいますか。無いようですので、事務局から提案させていただきます。事務局案といたしましては、座長を森知委員にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

（拍手）

○事務局　ありがとうございます。それでは、委員の皆様のご承認をいただきましたので、森地委員に座長をお願いしたいと思います。森地委員、座長のお席にご移動の方お願いいたします。

（移動）

○事務局　さて、先ほどご覧いただきました第５条の３項で、座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理すると定められております。当該委員については、今後、副座長と呼称いたします。座長には副座長の指名をお願いいたします。

○森地座長　はい。それでは副座長に磯田恭子委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局　ありがとうございます。副座長は磯田委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。それでは森地座長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○森地座長　はい。改めまして皆様おはようございます。

　今年度の第１回のつくば市障害者計画策定懇談会ということで、先ほどのご案内にもありましたとおり、第２期つくば市障害者プランの策定に向け、本日いろいろと皆様にご意見をいただくことになってございます。つきましては、素朴な疑問から、専門的なご意見まで、いろんなところでご意見賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○事務局　ありがとうございました。議題に入る前に、事務局から会議の公開に関する連絡事項があります。つくば市障害者計画策定懇談会については、市政運営の透明性の向上を図ることなどを目的とする「つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例」により、この会議を公開することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議題に移ります。ここからは座長に進行をお願いしたいと思います。森地座長よろしくお願いいたします。

○森地座長　はい。それではまず最初の議題のつくば市障害者計画策定懇談会について事務局より説明をお願いします。

５．議題

○事務局　はい。まず本日の資料について、資料１－１から資料４－４まで８部ございます。もし不足や落丁などございましたら、随時事務局の方までお声を掛けください。それではまず議題のつくば市障害者計画策定懇談会について説明させていただきます。

お手元にあります資料２のつくば市障害者計画策定懇談会開催要項をご覧ください。こちら第１条で、つくば市は障害者福祉施策に関し必要な検討を行うため、本懇談会を設置することとしております。第２条で、本懇談会で協議していただく事項といたしましては、こちらに記載されております（１）から（４）のこととしております。第３条で、本懇談会委員の構成については、市民福祉関係者、学識経験のあるもののうちから市長が選任したもの 15 人以内としております。第４条で、委員の任期を３年以内としておりまして、本懇談会委員の任期は本日から令和 10 年３月 31 日までとしております。議題１の説明は以上になります。

○森地座長　はい、ありがとうございます。議題１について、各委員からご質問等はございますか。よろしいですか。

では、次の議題、第２期つくば市障害者プランの策定概要及びスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

○事務局　はい。それでは資料３の１ページをご覧ください。

障害者計画については、障害者基本法に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、つくば市が取り組むべき課題等を明らかにした上で、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画と整合性を図り、今後の目標や施策等を定めるものであり、国・県の基本指針を踏まえ策定いたします。つくば市障害者プランとは、この３つの計画を一体化したものとなっております。

１ページの下の図をご覧ください。障害者計画等の位置付けとしましては、国及び茨城県が策定した関連計画やつくば市未来構想、つくば市戦略プラン、つくば市地域福祉計画を上位計画とし、福祉の個別計画との整合連携を図り、取り組むべき今後の障害福祉サービス等の基本方向を定めるものです。

２ページをご覧ください。計画の期間について、今回策定する第４次つくば市障害者計画は令和９年４月から令和 15 年３月までの６年間、第８期つくば市障害福祉計画及び第４期

つくば市障害児福祉計画は令和９年４月から令和 12 年３月までの３年間となります。策定した障害者プランについては、PDCA サイクルマネジメントによる進捗管理を行います。現行のつくば市障害者プラン改定版の進捗管理につきましては、次回の懇談会で行う予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして３ページをご覧ください。現行の障害者計画については、国の第５次障害者基本計画、県の第３期新・いばらき障害者プランの内容をもとに策定されており、引き続き、これらの内容をもとに計画を策定していきます。概要につきましては、このページとその次の４ページを、後程ご参照いただければと思います。

それでは５ページ目をご覧ください。障害福祉計画障害児福祉計画については、国から示される基本指針に従って策定することとなっております。上のところに今までの指針の概要と根拠法令を載せさせていただいておりますので、ご参照ください。委員の皆様に事前にお配りした資料についてなんですけれど、この基本指針の概要の第７期計画期間、Ｒ６からＲ８年度と書いてあるところの下なんですけれども、障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の統括所見というように書いてあったかと思うんですけれども、これは総括所見の間違いになります。こちらごめんなさい、口頭で訂正とさせていただきます。第８期障害福祉計画、第４期障害児福祉計画の基本指針については、今後国から示される予定となっております。

それでは６ページ目をご覧ください。こちらが計画策定までのスケジュールとなっております。まず本日の第１回つくば市障害者計画策定懇談会でアンケート、ヒアリングの内容について検討し、11 月ごろにヒアリング調査を実施する予定です。また、12 月中にアンケートを発送する予定となっております。１月にアンケートを回収し、その後集計分析を行いまして、３月に予定されている第２回計画策定懇談会で報告を行う予定です。また、先ほど触れさせていただいた通り、現行のつくば市障害者プラン改定版の進捗管理についても、この２回目の懇談会で行う予定となっております。来年度の第３回計画策定懇談会では、国から示される第８期障害福祉計画、第４期障害児福祉計画の基本指針をもとに、第２期つくば市障害者プランの構成について検討を行います。開催時期につきましては、国からの基本指針が示される時期にもよりますが、６月頃を予定しております。９月から 10 月には４回目の計画策定懇談会の開催を予定しております。ここでは第２期つくば市障害者プランの素案をこちらで作成させていただきますので、その構成内容についてご確認いただき、ご意見をいただければと思っております。12 月にはパブリックコメントを実施する予定です。その結果についてまとめて、令和９年１月に５回目の計画策定懇談会を開催し、第２期つくば市障害者プランについて最終検討を行いまして、３月中に完成させる予定となっております。議題２の説明は以上です。

○森地座長　はい、ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、委員の皆様から何かご質問等ございますでしょうか。特にはございませんでしょうか。

では続きまして次の議題、第２期つくば市障害者プランの策定に向けたアンケート、ヒアリング案について事務局より説明をお願いします。

○事務局　それでは、資料４－１をご覧ください。まずアンケート調査について、対象者2,300名という数字は前回と同様となっております。身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者福祉金受給者の中から抽出を行います。障害等種別ごとの対象者数については、難病患者福祉金受給者の方は前回と同様150名、その他については、おおよそ実際の所持者の割合と近くなるように設定させていただいております。なお、音声・言語・そしゃく機能障害の方は人数が少ないため、回答数を確保するため、少し多めに設定しております。また、65歳以上の方は、高齢者福祉計画も同時期に策定されており、そちらでもアンケートを実施する予定であることから、回答者の重複をなるべく避けるため、300名のみを調査対象としております。

調査項目については、１.調査対象者の属性、２.現在と今後の生活について、３.外出について、４.日中の過ごし方について、５.余暇活動について、６.情報入手とコミュニケーションについて、裏に行っていただきまして、７.障害福祉サービスについて、８.差別や疎外感について、９.災害時の避難等について、10.福祉支援センターについて、11.地域福祉の推進について、12.つくば市の障害福祉施策について、となっております。設問の数については、つくば市障害者計画の基本目標に合わせ、１ページ目の５番、余暇活動についてと、２ページ目の６番、情報入手とコミュニケーションについてという項目を追加しております。そのため、前回実施したときより、設問の数が増加しております。ただし、あまり増えすぎると回答へのハードルが高くなってしまうため、選択肢や設問の調整を一部で行っております。

それでは、資料４－２をご覧ください。こちらがアンケート案になっておりまして、アンケートの表紙にアンケートの目的と記入要領、また問い合わせ先を記載しております。前回からの変更点といたしましては、インターネットでの回答を行えるようにしました。また、紙で該当する場合については、今まではこの冊子を丸ごと送り返していただいていたんですが、別添の回答票に記入して、回答票のみを返送していただく方法に変更いたしました。

資料４－３をご覧ください。こちらが回答表の案になっております。上の方にIDが記載されておりまして、インターネットで回答を行う場合は、このIDを入力していただくことで、重複回答を防ぐ仕組みになっております。

それでは資料４－２と資料４－３の３ページをご覧ください。資料４－２は13ページを開いていただければと思います。こちらの問34番についてなんですが、この13ページから16ページまで、31のサービスが記載されておりまして、これをそれぞれ回答していただくものとなっております。サービスの数が非常に多いため、資料４－３の３ページのように、回答表の方にもそれぞれのサービス名を記載することで回答しやすくなるよう工夫しております。

続きまして、ヒアリング案の説明をさせていただきます。資料４－４をご覧ください。また先ほど見ていただいておりました資料４－１の２枚目、３番のヒアリング調査の概要というところを見ていただければと思います。ヒアリング調査の対象はつくば市福祉団体等連絡協議会に加盟している17団体ということになっておりまして、資料４－１に一覧を掲載させていただいております。資料４－４がヒアリングの調査票となっておりまして、こちらを郵便または電子メールで配付いたしまして、団体の希望に応じて、こちらの調査に加えて、

ヒアリングの調査を行います。資料４を１枚めくっていただければと思います。こちらの１ページ目で基本情報を伺うこととなっております。さらにもう１枚めくっていただければと思います。ヒアリングの対象団体については３年前に行ったものとほぼ同様であるため、前回のヒアリングからの状況の変化について、このページから最後のページまで 11 項目についてご意見を伺いたいと考えております。最後のページの３番で、各団体の今後の活動方針について伺います。アンケート案、ヒアリング案の説明は以上です。

○森地座長　はい、ありがとうございました。アンケート、ヒアリングについて各委員からご質問等ございますか。

　それでは私から何点かありまして、よろしければ、確認していただきたいんですが、資料４－３、今回、回答表を分けてということで、前回はなかった ID っていうのがあります。それで先ほどのこの中のご説明ではそのインターネット回答の際、その回答の重複を避けるために ID を付しているというようなことでありますけれども、この ID の匿名化ってどうなっていますか。つまり、無記名回答となっているんですけれども、ID の管理を誤ると、その個人が特定されてしまうので、そのことによって回答者に何らか、その回答に躊躇が生じたりだとか、そういったことがあると生じる可能性もあると思います。そのあたりですね、その ID の取り扱いってどうなってるのかっていうのをお伺いしたいんですがいかがでしょうか。まだ検討中かもしれませんけれども。

○事務局　はい。ID につきましてはやはり匿名化でやっているもので個人の特定は避けなきゃいけないというところで、使用した番号のみをこちらで記録するという方法にしております。どの ID で回答が来たから誰が答えたかっていうのはわからないようにはなっております。

○森地座長　わかりました。であれば念のためというか、その ID と個人の情報は紐づいていませんというようなことをちょっと入れていただいた方が、該当される方が結局、回答したいんだけれどもちょっと個人が特定されると言いづらいみたいなことも出てくるかもしれない、それは何とも言えないですけれども、いずれにせよ、匿名でおそらく調査やられるということだと思いますので、ちょっとそこはご配慮いただいた方がいいのかななんていうのは思います。

○事務局　貴重なご意見ありがとうございます。

○森地座長　はい。あと、アンケートの中でいくつか気になったところがあったので、ちょっとまとめて申し上げますので、別途、一部意見と一部ご回答もしかして要する部分もあるかもしれないので、ちょっと確認していただければと思います。

　まず、問１の選択肢３について、お答えいただくのはどなたですか、ということなんですけど、家族以外の方の中に、同居などっていうのがありますが、これ家族以外の同居人ってどういう人なのかなと思いました。シェアハウスとかの同居人で回答するっていうのはちょ

っと考えにくいのかなとか、事実婚とかそういうことなのかなとか思ったのですが、ご確認いただければと思います。

その次の問２について、左側の１から４のところなんですが、その隣の右側は 10 歳刻みになってますが、左側はちょっと刻みがバラバラになっています。それでおそらく学齢期前学齢期特に２が小学生、３が中高生だと思いますけど、そうしたときに、18 歳って、もしそういう区分分けであれば３に入ってくるんじゃないのかなあと、ただそうすると今度 19 歳が１つだけになってしまうので、そこら辺がよくわかんないんですけれども、そのあたりのところの整合性というものはどうなっているのかななんていうのが疑問に思いました。

それと問 13 ですね。あなたは将来どのような生活を希望しますか、ということですが、１に「自宅で一人暮らしをしたい」とありますけど、自宅以外で一人暮らしされる方いらっしゃるので、そうすると自宅じゃない方はここマルつかないと思います。そうするとその他になってしまうので、ちょっとそこはご検討いただいた方がいいのかなあと思います。

その後の問 14 について、自宅での生活を希望する理由ということで、選択肢の８番以降に施設の話がありますけど、その前のところでグループホームについても聞いているのに、ここでは抜けちゃっているので、どうなのかなあと思いました。あと、そこと関連して問 15 の将来の生活の場合について、「入所施設・グループホームでの生活を希望する理由を教えてください」ということで、入所施設とグループホームが１本にまとめられていますけれども、それでいいのかどうかですね。おそらくその区分けとしてはグループホームは地域での生活、入所施設は施設っていうことになってるかと思います。ただし、もちろんいろんな議論の中で、入所施設もこれからはその先の一人暮らしを見据えた形にしていかなきゃならないっていう議論はされているので、それはそれでいいということかもしれませんけれども、入所施設のグループホームっていうのが一緒になっているっていうのが若干気になったところです。

それと、ちょっと飛んで問 33 ですね。障害支援区分の認定の話なんですけれども、左と真ん中はいいのですが、右側の非該当と認定を受けていない、がこれ一緒なんじゃないかな。だから結局非該当の人で認定を受けてない人なので、これむしろ何ていうか、申請をしてないとか、支援区分の判定の認定の申請をしていないとかそういうことなんじゃないのかなと思いますので検討いただければと思います。

またちょっと飛びますが、問 40 から 42 ですね、法律とか制度のことについて知ってるかどうかっていうのがありますけれども、これを誰が答えるかというところで、もちろん代理回答というか、代行してどなたかが説明をされながら回答していただくっていう方法もあるかと思いますが、特にこの説明の部分についてですね、障害種別によってこの説明で問題なく理解できる方も当然いらっしゃると思いますけれども、反面、この内容・書き方だとわかりにくいっていう方もいらっしゃるんじゃないのかな、というのはちょっと気になります。特に差別解消法についての説明がこれだと、これって、行政の調査における合理的配慮の不提供という話になって、要は差別をしている、差別解消しなきゃなんない要はその主体側が差別しているって話にもなってくる気がするので、ちょっとそこの文言が検討していただいたほうがいいのかなと思います。例えば虐待防止法なんかだったら大阪の育成会がわかりやすい版出してますし、障害者差別解消法については内閣府からわかりやすい版出てますの

で、ちょっとそういうものなんかを参考にしていただきながら、設問を考えていただいたほうがいいのかなあと思います。

あと、問 50 ですね。今後の福祉支援センターに希望するサービスは何ですかということで２番に「厚生相談」というのがあります。説明は括弧内に書いてあるんですけれども、この「厚生相談」っていう言葉は私聞いたことなく、念のため、グーグルとかで調べてみたんですけど、ちょっとヒットしないんですね。いわゆる「更生相談所」とかの「更生相談」では出てくるんですけれども、この「厚生労働省」の「厚生」っていうものでの相談っていうのがちょっと出てこないので、少し一般的な言葉に、置き換えていただいた方がよろしいのかなあなんていうのは思いました。

あとすいません、問 53 ですね。地域における助け合いの取り組みの必要性ということで、９で「子どもたちへの福祉教育の充実」ってありますけど、福祉教育って別に子供たち向けだけではない。もちろん子供向けに福祉教育やられているっていうのが福祉教育の提供の方法の中で一応多いと思いますけれども、成人向けの福祉教育っていうのも当然やられてますので、ちょっとこれあえて「子どもたち」っていうことを入れる必要はないのかな、福祉教育の充実っていうことだけでいいのかな、なんていうのは思いました。長々と申し訳ありませんが、以上となります。

もし何かご回答いただけるものがあれば、事務局の方でいただければと思いますがいかがでしょうか。後に検討していただくということであればそれはそれで問題ございません。

○事務局　はい。ありがとうございます。ごめんなさい可能な範囲でまず回答させていただきます。

まず問１について、同居人について３番の家族以外の方ですよね。これは本当に家族か本人以外が書くこともあるだろうというところでつけさせていただいていて、そうですね、事実婚だったりも実際想定してはいます。本人の家族以外の方は３番を選んでいただければなというところでこちら設定させていただきました。

続いて問２なんですが、年齢の刻み方についてですよね。これ就学前と就学後とかでやろうと思っていたんですけど、１から４番について、これ４月１日現在なので、これ１を０から５歳、２を６歳から 11 歳、３を 12 歳から 18 歳にしたらよかったですね。そうすれば、１が就学前のお子さん、２が小学生のお子さん、３が中高生という形になるかなと。ごめんなさい、ここはちょっと数字がずれてしまったので、わかりにくくなってしまったんですが、訂正させていただこうかなと思っております。その次、すみません、途中聞き逃してしまったところがあるのですが、問の 13 番でしたでしょうか。

○森地座長　そうですね、あえて自宅ってしなくても例えば一人暮らしをしたいとか或いはもし自宅っていうのが重要であれば、別に「自宅以外（アパートなどで一人暮らしをしたい）」みたいのも入れてもいいのかな、なんてのはちょっと思いました。

○事務局　ありがとうございます。こちら、そのようにさせていただこうかなと思います。そして次が…ごめんなさい。

○森地座長　問 14 ですね。グループホームの扱いについて気になりました。問 13 でグループホームというのが選択肢としてありますが、問 14 の選択肢 8 以降で施設の話があって、お金がかかるとかいろいろ書いてありますけど、グループホームに関しても何か、ここに当てはまってくるようなことなんかもあるのかな、と思いました。施設とあえて別にするのか、それとも一緒にするのかというのは、そのあとの問 15 の先程の質問指摘事項とまた関係してくるとこなんですけど、ちょっとご検討いただければなと。

○事務局　ありがとうございます。すいません聞き逃してしまっておりまして、こちらもぜひ検討させていただきます。問 15 については…

○森地座長　問 15 は入所施設とグループホームが一緒になってるのでそれでいいのかどうかですね。

○事務局　そうですね、ここに関しては自宅以外という趣旨のため、一緒にまとめさせていただいております。

○森地座長　はい、わかりました。あえて、何かこう、分ける意図があるわけではないということですね。

○事務局　そうですね、失礼いたしました。次、33 番、障害支援区分のところですけれども、選択肢の「非該当」と「認定を受けていない」というところ、一緒でいいんじゃないかっていうところでしたかね。

○森地座長　そうですね。おそらくこの「認定を受けていない」の趣旨っていうのは申請をしてないとかそういうような話だと思うので、ちょっとそこわかりやすくしていただいたほうがいいのかな、なんていうのは思いましたけど。

○事務局　なるほど。一応こちらの想定としても非該当が申請したけど出なかった方で、8 番が申請してないってことなのでわかりやすくということですね。

○森地座長　そうですね。申請して非該当になった方って結局のところ認定を受けてない方なので、この書き方だと結局同じことになってしまうかな、と。つまり、「申請をしてない」みたいな形で、そもそも申請してないですっていうのがわかるようにした方がいいと思いました。

○事務局　ありがとうございます。ちょっとわかりやすいように考えてみようと思います。続いて問 40 以降の法律等に関する説明のところだったと思うんですが、こちらのやさしい版があるということだったので、こちら後程確認させていただきまして、よりわかりやすい

ものになるように変えさせていただこうかなと思います。
　問 50 の「厚生相談」についてはごめんなさい、確認させていただきます。次に問 53 ですね。子どもっていうのをわざわざつける必要があるのかというところでした。

○森地座長　そうですね。福祉教育自体は、大人向けにもそういう、福祉教育というか各種理解を深めるような教育っていうのもあり、教育と言っていいのかあれですけど。取り組みなんかもあると思うのであえて子供ってつけなくてもいいのかななんていうのは思いました。

○社会福祉課係長　社会福祉課の大竹と申します。今、森地座長の方からご意見いただきました、こちらの問 53 の質問につきましては、地域福祉計画につきましても来年度、策定年度を迎えるということもございまして、ニーズ把握のためのアンケート調査ということで設問を追加させていただいております。この福祉教育の充実に関しまして、成人向けの福祉教育もあるので、「子どもたち」というように対象を限定しなくてもよいのではないかという、いただいたご意見につきましては、今日のご意見を踏まえて、今後検討させていただきたいと思います。

○森地座長　ありがとうございます。私からは以上です。すいませんちょっと時間取らせてしまいまして、他に皆様いかがでしょうか。
　あともう一点ごめんなさい。ちょっとこれはもう単純な確認なんですけれども、団体ヒアリングということで、これは資料の４－４ですかね。調査票ありますけど、これは市役所の方が各団体さんに伺って、ヒアリングをしてこれにまとめるということではなくて各団体さんにお送りして団体さんの担当者の方がご記入くださってそれをご返送されるということになりますか。

○事務局　そうですね、まずこちらの調査票送らせていただいて担当の方に回答はいただくんですけれども、その上で、この調査票の内容について話したいことがあるかというように、希望を伺って、希望された団体については、代表者の方などに、去年はご来庁いただいて、市の職員が改めて時間を設けて聞き取りを行うみたいな、そういう流れになります。

○森地座長　なるほど。そうすると、ベーシックなところでは 17 の各団体さんに出し、調査を出していただいて、さらに聞き取りを要する場合には、担当の方にインタビューされるということですね。わかりました。ちょっとなんかヒアリングって言うと聞き取りっていうような意味合いになるかなと思ったのでちょっと確認させていただきました。ありがとうございました。

○事務局　ありがとうございます。

○森地座長　はい。すみません、ちょっと時間いただいてしまいましたが、他に皆様いかが

でしょうか。はい、後藤委員お願いします。

○後藤委員　後藤です。すいません最初資料４－１の表について、令和７年３月 31 日現在の対象者数が、これ、身体障害者手帳所持者がその下の視覚と聴覚と音声と肢体不自由と内部を足したのが 5,105 人になるんだろうなと思ったんですけど、ここちょっと太線とかで、わかりやすくして欲しかったなと思うんですが、合計数が 9,734 になってるのが、10,734 だと思うんですけど、ちょっと何回計算しても、合わなくて。あと、前回の送付者数も 2,300 だったとおっしゃったと思うんですが、前回の対象者数は何人くらいだったのか気になりました。これ増えてるんだったら、送付者数も同じぐらいの割合で増やしていただいた方がいいのではないかなと思いました。音声・言語が割合的に高いのがちょっと対象者数が少ないので、それはいいと思うんですけど、難病患者福祉金受給者が、何で少ないのかちょっとおっしゃったかと思ったんですけど、ちょっとよくわからなかったのでもう一度、お願いします。

○森地座長　はい。それでは、事務局の方からご回答よろしくお願いいたします。

○事務局　はい。難病患者福祉金受給者の送付者が少ない理由なんですけれども、そうですね、基本前回も 150 人であったため、今回も同じ 150 人にしたというのが一番なんですけれども、あとは難病患者福祉金受給者証持っていらっしゃる方の中で、それぞれの手帳を持っている方もいらっしゃるんで､その辺の重複を避けるためというような理由も１つあります。

○森地座長　ありがとうございます。前回の調査の対象者数だとか、送付者数だとか、そこら辺はいかがでしょうか。

○事務局　そうですね、前回との比較をする目的もあるので、障害者手帳を持ってる方の数自体は増えていってはいるんですけれども、あくまでその 2,300 という数字でやっていきたいなというのが、今こちらで考えていることではあります。あとすみません、表の数字が合わないことに関しては誤植になります。申し訳ないです。

○後藤委員　どうなんですか。パーセンテージで障害者手帳を持ってる方の人数に関係なく 2,300 っていうのはどうなんでしょうか。座長どうですか。

○森地座長　そうですね、最終的には市役所の方に検討していただいてということになるかと思いますが、今後藤委員おっしゃっていただいた通り、この 2,300 ってのは固定するっていうのはいかがなものかなあというのは、個人的には思います。あとは、いろいろ事情があると思うんですけれども、パーセンテージもそれぞれ、大体５分の１くらいかなというところだと思いますけれどもばらついているので、ちょっとその辺り、もう明確に、例えばですけれども、全体の５分の１をサンプリングしますと、けれども事情によってそれができないところがあったり、逆にちょっと多めに取ったりする必要があるものについてはその限りで

はないです、みたいなことにしていただいた方がいいのかなと思います。おそらくつくば市の人口どんどん増えていると思いますけれども、それに伴って障害をお持ちでお住まいの方の数も増えてると思います。そうしたときにですね、ずっとこの 2,300 ってのは固定でっていうことになってくると、実情っていうのは確認できなくなる可能性もあると思うので、むしろ、その何分の１かっていうあたりも妥当なのかどうかっていうのもちょっと検討していただいたほうがいいのかなあと。サンプリング調査として妥当なのかというところを検討していただいた方がいいのかな、なんていうのも思います。ちょっと、これ私の個人的な意見ということになりますが、ご検討いただければと思います。

○事務居　はい。ありがとうございます。

○森地座長　他にありますか。

○後藤委員　すいません、回答票の方なんですけど、これ、問１とか問２とか問３は、答えが１個なので、正方形に近いスペースだと思うんですけど、問４とかは当てはまる番号すべてなので横長になってるのかなと思いました。そうすると、問 10 と問 12 も横長じゃないといけないんじゃないかなと思いました。あと、問 43 の下の、その他を選んだ方は、問 43 はその他はないと思いますのでいらないのではないかなと思います。

細かい話ですけど、その分、これちょっといろいろレイアウトが難しいんだろうなと思ったんですけど、私もいろいろもう少し、これを詰めたらどうなるんだろうとか、鉛筆で書いて消したりいろいろやったんですけど、この問 34 がおおきくてどうにもなんないんだなと思ったんですが、問 53 のその他を選んだ場合の記載欄とか、問 54 の欄とかがもう少し大きいといいのになと思いました。

○森地座長　はい、ありがとうございます。今のご指摘に関して事務局の方でいかがでしょうか。

○事務局　ありがとうございます。問 10 とか、問 11 なんですが、問 10 の選択肢見ていただくと、その他のすぐ後ろに（１から４以外）というふうにありまして、ここを選んだらもう１から４以外の人であるのがわかるので、１つ選択すれば間に合うと考えて設問というか回答表を作ってしまったんですが、そうですよね、設問に当てはまる番号すべてって書いてあるのにこの解答欄の大きさだと書けないですよね。その辺、どうでしょう。やはり、全部選べたほうがいいですかね。設問によっては、その他の内容を知りたいものと、その他の内容をそこまで深掘りしなくてもいいかなっていうものがありまして、深掘りしなくてもいいかなっていうものに関してはその他の後ろに何とか以外っていうふうな形で書いてしまってはあるんですね。そうすると最初のその当てはまる番号すべてを番号は 1 つだけとかにすれば、何か整合性取れそうですかね。

○後藤委員　例えば、問 12 の場合、選択肢の１と２と３と全部で暮らしてる人は、１と４

以外じゃないので、５のその他を選べないと思います。なので、大家族だったら、やはり１と２と３を選ぶところなのかなとか思ったので、どうでしょう。問 10 の介助してくれる方というのは、そんなにいっぱいいないかもしれませんが、一緒に暮らしている人は、やっぱりいるかな、と。

○森地座長　はい、ありがとうございます。ではご対応の方、事務局の方でお願いいたします。他にいかがでしょうか。はい、根本委員お願いします。

○根本委員　はい。前回のアンケートに関して、どのくらいの回答率があったのか、それと、今回のアンケート調査を行うにあたって、市が目標とする回収率ですね、この辺も参考にお伝えいただきたいと思います。

○事務局　ありがとうございます。前回の回収率は 50%いかなかったんですね。具体的な数字が、現行のプランに書いてまして、前回 42.7%だったんですけども、今回は少なくとも半分であわよくば６割ぐらい欲しいかなというところで、前回はインターネット回答もなかったので、今回回答しやすくしたことで、６割は来て欲しいなと考えております。

○根本委員　頑張っていただくようにお願いしたいと思います。

○事務局　ありがとうございます。

○森地座長　ありがとうございます。そのあたりどうなんでしょう。今回、もちろんそういうインターネット回答を加え、回答方法で加えたということで、回答率が上がる、回答者数が増えるということが想定されるかと思いますけれども、ただ、回答されない方について何かこう、これは何とも言えないとこもあるかもしれませんけれども、市役所の方で、そういう検討というかですね、回答しない要因みたいなものっていうのを、考えられたりとかされたんでしょうか。それともいろいろと手は尽くしてやってるけれども、そこは致し方ないということになるんでしょうか。ちょっとその辺り改善を見込めればいいよねっていう話でも、でも結局それが根本的な問題でどっかが引っかかっていてそれをそれ回答率が伸びない。だけど、それは本当は市民の声としてちゃんと反映させなきゃならないなんていう場合にですね、もちろんその改善できない部分もあるかもしれませんけど改善できる部分として何か検討されたりとか、今のインターネット回答以外のところで改善を図られているところがあったりしますか、すいませんちょっと事務局の方に教えていただきたいんですが。

○事務局　はい、ありがとうございます。そうですね、市としてもちょっと考えていかなきゃいけないかなっていうところではあるんですけれども、今回回答表を別に分けたっていうのが１つ対策としてあります。皆さんにアンケート案をお渡ししてると思うんですけど、結構な分量だと思うんですね。それでもう、そもそも見た時点でちょっと答える気力をなくしちゃうなっていう方もいらっしゃるかなとは思ったので、回答表を別にすることで、ごめん

なさい、それでも50問以上あるので何だかんだ多いんですけれども、でも答えるのこれだけかってなるので、少し心理的なハードルが下がるかなというところで今回はちょっとそのように対応させていただいたんですけれども、ぜひ委員の皆様に集まっていただいているので、何かこういうふうにしたらいいんじゃないかみたいな意見があれば、ぜひお伺いしたいなと思います。

○森地座長　はい、ありがとうございます。そういう意味ではこちらにいらっしゃる委員の方々でも、このアンケートをどっかで見られてるって方もいらっしゃったり、実際にその回答のお手伝いをされたりなんていう方もいらっしゃるかもしれませんけれども、それ以外でも何かこうなの今事務局からありましたけれども、こういうふうにすればもうちょっと回答しやすくなるのではないかとか、お答えが集まりやすくなるのではないかというご意見あればいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

　ちなみに、これってさっきお話ありましたけど、54項目ありますけど、これは最低限聞かなければならないのが54項目ということになりますがおそらくその回答する側としてみたら、なるべく設問数が少なくなるべく答えやすそうな感じになってないと、なかなか熱心な方以外は、の回答でできないというようなことになってしまうかもしれない、ないんですけれども、致し方ないんですかねこの54っていうことで設定されている回答数としてはどうなんでしょう。

○事務局　そうですね、これは聞かなくてはいけないというふうに決まっているものもありますし、こちらでもこれは必要ないかなっていうのを前回から削ってきたところもあります。例えば削りたかったけど削れなかったっていうと問34の、サービスがいっぱい並んでてっていう、これはもうちょっと聞き方とか変えようかなとかちょっと考えたんですけれども、こういうのは聞かなきゃ駄目っていうことだったので、残している。ただ、そうですね、それもやはり委員さんから見て、この質問いらないんじゃないかなっていうのがあればぜひ。それが実際に、聞かなくていいものなのか外せるものなのか、それはちょっとすぐにはわからないんですけど、ぜひそういう意見あればいただきたいなとはこちらとしても思っております。

○森地座長　はい、ありがとうございます。或いは、それでどれだけっていうのありますけれども、最近よくアンケートなんかでこのアンケートは何分くらいで回答できますみたいなことに書いてあるのがあると思うので、例えばこのアンケートは15分ぐらいで回答できます、みたいなものを書いておいていただけると、もしかすると15分ぐらいなら協力していいかななんていう、まあ、ものによって、15分って書いてあるのに30分ぐらいかかるものもあったりしてそれはおかしいと思うものもありますけれども、何か目安として、何分ぐらいで回答できますみたいなのを、実際ちょっと模擬で回答していただいて、時間確認していただいて書いていただくっていうのも1つかな、なんてちょっと思ったりはします。

○事務局　ありがとうございます。回答に要する時間についてはぜひ検討させていただきた

いと思います。

○森地座長　他にいかがでしょうか。はい。磯田委員お願いします。

○磯田委員　すいません磯田です。ちょっとお尋ねしたかったのが、ヒアリング調査を行う団体の中に視覚障害当事者の団体っていうのがきっと漏れてると思うんですけれども。これって何か別の手だてで視覚障害当事者の方のご意見というのは、聴取する機会はあるのでしょうか。

○森地座長　はい、事務局の方いかがでしょうか。

○事務局　はい。福祉団体等連絡協議会の中に、というより、つくば市内に視覚障害の団体がいないっていうところがありまして、ここには載っていないんですが、つくば市には技術大学さんの方もありますので、そちらにご協力いただいてヒアリングをできればとは考えております。

○磯田委員　磯田です。ありがとうございます。ぜひそのような形でお願いしたいというのと、あと、Web でアンケート回答できるということで、大変ありがたいし、特に視覚障害のある方へのアクセシビリティが大分向上したかなとは思うんですが、その回答フォームへの回答のしやすさなどもちょっと当事者の方からご意見をいただいていただいた方がいいかなと思いました。おそらくこのご案内の文章もどなたかに見ていただかないと、QR コードにたどり着けない状況かなと今、パッと見るとはい。感じましたので、ぜひその点お願いできたらと思います。

○森地座長　はい、ありがとうございます。ぜひご検討をいただきますようお願いいたします。ほかにいかがでしょうか。はい、浅井委員お願いします。

○浅井委員　はい。問 13 のところなんですけれども、この設問であなたは将来どのような生活を希望しますかって言われたときに、私だったら、将来って言われると、とりあえず来年１年どのような生活希望しますかっていうふうにイメージするんですけれども、そうしますと、選択肢５の「病院に入院したい」というところがちょっと引っかかりました。というのは、今病院に入院って言うと、最長でも３ヶ月というのが基準になってるというふうなことですね。なので、病院でリハビリとかその機能訓練を受けたいとかそういったことだったらそういう前向きなところだったら私そこに、丸つけようと思うんですが、ちょっと入院したいっていうと、この先ずっと入院っていうのはなかなか現実的ではないし、かといって、本人が入院したくないのに入院させられてしまうっていうのも何か、ちょっと変なので、ちょっともうちょっとその本人にとって前向きな訓練とかリハビリとかそういった言葉を入れるとちょっといいような感じがいたしました。

○森地座長　はい、ありがとうございます。その辺り事務局の方でいかがでしょうか。

○事務局　そうですね、確かに入院だとちょっと後ろ向きな感じがしてしまうかなっていうのは、今そうだなと思いましたので、はい、ぜひ検討させていただきます。

○森地座長　ありがとうございます。あと関連でちょっと気になったんですけれども、この設問では、生活の場っていうことを確認してるんだと思うんですが、病院は生活の場になるのかどうか、結果として社会的入院とか長期療養されてる方はいらっしゃいますけれども、なんていうか、生活の場として病院があるのではなくてあくまでその、治療等をするためにあるのではないかなあというふうに思うんですがその辺りってどうなんでしょう。

○事務局　そうですね、この設問はどのような生活を希望しますかっていう聞き方にはなってはいるんですけれども選択肢を見ての通り、どういう場での生活をっていう趣旨があるところで、そう考えたときによく考えれば病院に入院っていうのをそもそも入れるべきなのかっていうところは今ちょっと思いましたね。正直外してもいいかなって今思い始めているんですけれども。

○森地座長　はい、ありがとうございます。ちょっとその辺りも含めて、ご検討いただければと思います。

○事務局　わかりました。

○森地座長　はい、他にいかがでしょうか。菊地委員お願いします。

○菊地委員　菊地です。すいません、確認なんですけど、問 34 のたくさん答えるところがあって、１．利用している、２．利用していない、３．今後利用したいってあるんですが、現在利用してなくて今後利用希望がない場合は空欄ってなると、２ってどういうときに使う感じになるのでしょうか。

○森地座長　はい、事務局の方でいかがでしょうか。

○事務局　はい、私も今ですね、回答欄を見てて思いました。同じことを思ってしまったってすごい思ったところです。中身を見直して、１・２・３のどれかで選んでもらうような形の選択肢に変更したいと思います。すいませんどうもありがとうございます。

○菊地委員　ありがとうございました。あとそれ以外にちょっと番号の間違いとか細かいところがあったんですけどそれはお伝えした方がよろしいでしょうか。

○事務局　ぜひお願いします。

○菊地委員　では、私が気づいたところなんですけど、まず問９で「日常生活で次のことをどのようにしていますか。①から⑩」ってあるんですけれども多分①から⑨の間違いなのかなっていうところと、問 19 のその他のところに１～７以外とあるのですが、きっと１～６なのかな、いうところです。あとはちょっと細かくてすみません。回答用紙の方の、３ページの一番上ですかね。ここに、「外出について」って書いてあると思うんですけど多分そこが「障害福祉サービスについて」、戻って２ページの方の真ん中のとこですね、「日々の過ごし方」って書いてあるんですけど、他のところはそこが日中のってあるので、日中にそろえた方がいいのかなと思いました。

　あと、ヒアリング用紙の方の、１ページの団体さんが書く記入欄なんですけど、「令和」と「年」の間が詰まっているのでそこが気になったところです。以上です。

○森地座長　ありがとうございます。はい、浅井委員お願いします。

○浅井委員　はい。私も間違ったところを１つ気が付きました。問 31 の、あなたは周りの人とコミュニケーションとるときにっていうところで、選択肢の４が抜けていますので、数字をずらすか、何か入れていただければと思います。

○森地座長　はい。ありがとうございます。修正を要するところにつきましては、事務局の方でご指摘いただいた内容を踏まえてご修正いただければと思います。あと、問 34 の設問選択肢についてですね。２番の選択肢、「現在利用していない」の扱いをどうするかっていうところもご検討いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。ほかにいかがでしょうか。細島委員、お願いします。

○細島委員　はい、質問です。アンケートの回答用紙の方、サイズが気になりました。自分で書く人だと、ちっちゃい文字が書けない人も多いので、どれぐらいの回答スペースがあるのかっていうところが１つ気になりました。

　あとはアンケートの質問項目の中で、医療的ケアに関する選択肢が少ないなと。その他に頑張って書くしかないのかなっていうところが気になりました。以上です。

○森地座長　はい、ありがとうございます。２点ありましたが、事務局の方いかがでしょうか。1 点目が解答用紙の大きさですね。もう１点が、医療的ケアの選択肢について、ちょっと少ないのではないかということです

○事務局　回答用紙について、今のところの想定は A4 のお配りしているようなものではあります。ちょっと小さいですかね。

○細島委員　当てはまるものすべてっていう質問が結構多いので、番号いっぱい書くことを考えると、小さく感じます。また、その他の具体的内容確認は狭域かなあとも思います。

○森地座長　これ、もう全体的に例えばＡ３とかで統一しても郵便料金とか変わらない気もしますけどどうなんでしょうか。

○事務局　そうですね、Ａ４にしてもＡ３にしても、郵便料金とかに影響ないとは思います。そうですね、かなり大事な話になってきますので、ちょっとどこまで対応可能かどうか、こちらでもなるべくやはり大きくできるように検討させていただこうかなと思っております。

○森地座長　ありがとうございます。あともう１点の方はいかがでしょうか。

○事務局　すいません、ぜひ貴重なご意見なので伺いたいなと思うんですけれども、細島委員から見て例えばこういうところは選択肢として追加して欲しいとかしたほうがいいんじゃないかっていうのありましたら、ぜひ教えていただけると助かります。

○細島委員　例えば外出の項目の中の、問 21 の中で、外出するときに困ることはなんですかというところの中で、吸引機のバッテリーが気になるので、どこで充電できるかなっていうのが一番心配なんですね。もちろん予備のバッテリーとか持っていきますけど。電車とかで充電できる車両も最近増えてきてますし、あと、トイレに寄ったときに、ちょっとトイレで充電したりっていうところもあるので、その電源の確保みたいなところは外出のところと、あと避難するとき、最後の方に質問あったと思うんですけど、そういうところで気になりました。
　あとは、食事形態についても、常食食べれない方もいらっしゃる中で、最近レストランでも対応してるところが都会だと、ちょこちょこ増えてきていたり、スペースとか、そういう広さ的な部分とか選べるものがあるかとか。そういうのも気になります。

○森地座長　はい、ありがとうございます。そのあたりのところ、可能な限り設問の中に盛り込んでいただければと思います。今ご審議いただいたものって結局、選択肢がないとその他になってその他って結局もう何も同じになってしまうので。いわゆるその医療的なケアが必要な方についてのですね、設問や選択肢など、もう少し想定していただきながら設問入れるべきところは入れていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。はい、篠﨑委員、お願いします。

○篠﨑委員　アンケートの先ほどの構成についてっていうところで、私個人的にはやっぱアンケートは文字が多ければ行くほどやりたくないっていうのは、個人的にありまして、どっかが削れないかなあってやっぱちょっと考えてたんですけど、やっぱり問 34 の方の例えば説明だとか、あと先ほど問 40～42 の説明っていうところはやはり必要になるのかどうなのか。皆さんにもお伺いしたくて、正直その問 40～42 については、聞きたい内容としては知ってるか知らないかみたいな話だと思うので、そんなに詳しい説明が必要なのかなっていうところを思ったところです。

本当に必要であれば、例えばこのサービスもそうですけど、別添にするとちょっと大変かもしれないですけど、別添にして回答用紙自体はちょっとシンプルにできないのかなあとか。あとはQRのせるとかでこちらにとかっていうところで、何かできないかなと思うんですけど、その辺は皆さんいかがですかね。

○森地座長　はい。ということでなるべく文字の量を減らすということで、問34と40～42についてですが、福祉サービスだとか制度だとか、割と丁寧にご説明がありますけど、それをどう扱うかということですけれども。いかがでしょうか。

○篠﨑委員　全然あった方がよければあった方がいいで全然大丈夫なんです。けどそうですね、どうかなと。問34に関して、知らない人に関して言うと、そういうこういうサービスがありますよっていうのを示した上で将来使いたいか、なんていうのが出てくる方もいらっしゃるかななんて思う反面、でも、ある程度もう知っている前提で回答されるっていう方もそれなりにいらっしゃるかななんていうのを思ったりしつつ。

○森地座長　先程篠﨑委員からありましたけれども、解説はこちらみたいなことで何か別途QRコードか何かつけてみたいなことで、そこで確認をしていただくっていうのも1つなのかもしれませんが、そうですね、いずれにせよ、先ほどちょっと私の方でも指摘しましたけど、問40～42はちょっと説明もわかりにくかったりするので、何かこう書くとしても、シンプルに書いていただいたほうがいいのかななんていうのは思いました。他の委員の方いかがでしょうか。よろしいですか。

ただ今篠崎委員におっしゃっていただいたことっていうのは、今問題になっている調査票のスリム化っていうところで非常に重要なご指摘だと思いますので、例えば問34の設問説明なんかもですね、もう可能な限りシンプルにしていただくとか、あとは見やすくしていただくだとかですね、検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。他にいかがでしょうか。根本委員お願いします。

○根本委員　根本です。この障害関係の計画に関しては、後半にも登場してきましたが、関係する法律をご存じかとか、質問が入ってると思うんですね。その他にですね、ちょっと気になったところがありまして、ここに登場しております障害者基本法とか障害者総合支援法、児童福祉法等に関して、つくば市民の方がどの程度をご存じなのかっていうアンケートが、どこかの計画で質問されているのかなってちょっと不安に思ったんですけど、その辺に関しては地域福祉計画あたりで、この障害関係の法律をご存じかどうかなどのアンケートなどがあるのかなって。もしあればご紹介いただきたいなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○森地座長　はい、ありがとうございます。事務局の方でいかがでしょうか。障害者基本法とか総合支援法とか、そういうものについての市民の方の理解を、確認するような調査があるかどうかということですが。はい

○社会福祉課係長　社会福祉課大竹と申します。今委員からご質問いただいた件につきまして、この地域福祉計画につきましてはですね、先ほどちょっとご説明あったかと思うんですが、この障害者プランの上位計画に位置付けられている計画ということもありまして、昨年度こんこちらにつきましては来年度、策定年度に当たるんですが、ニーズ把握ためのですね、独自のアンケート調査っていうのは、地域福祉計画としては実施する予定は特にはございませんでして、各個別計画のアンケート調査を活用とですね、あと今回ちょっと設問２問ちょっと追加させていただいたんですが、各個別計画のアンケート調査で補いきれない分野につきまして、追加で説明をさせていただきまして、そちらの各個別計画のアンケート調査の結果と、この追加設問の結果を踏まえて、ニーズ把握を行いまして、来年度、策定を行っていく予定になっております。

○根本委員　非常にこの障害福祉に関するアンケートというのは、全国の市町村等におきまして策定されているところであると思いますけども、一般の地域住民の方々が障害に対する基本法を知らないし、それからサービスはどんなものがあるのかなどについても、かなり知らない人がいると思いますので、地域福祉計画等におきまして、この法律の内容も、どれだけの方々がご存じなのかというところもちょっとね、アンケートとっていただきながら、市民全体のこの障害に関する理解なども含めた中で、障害福祉計画を策定する段階での参考に資料にしていただくとありがたいなと思いましたので質問提出いたしました。以上ですありがとうございます。

○事務局　ありがとうございます。この調査もそうですが、そういう意味では委員懇談会もそうなってしまう可能性もありますけど、ある種その障害のある方当事者の方だとかご家族の方だとか関係される方に関して、現状どうかっていうことでっていうのでいろいろ議論をしたりだとか検討したりっていう場になってるかと思いますけど、今根本委員おっしゃっていただいたようにその他の市民の方々も、やっぱりその障害について理解をしておくということは非常に重要なことだと思いますし、それはそのサービスユーザーに将来なるかもしれないという先見もそうですけど、共生社会っていうのを考えたときにですね、あたかも障害のある人の生活っていうのは自分たちは関係ないとこにあるっていうようなことになってくるとまたちょっとそれはっていうこともあると思うので、その調査をするということが適切なのか或いは何か理解啓発を図るための何かをするっていうのが適切なのかっていうのはあるかと思いますけれども、いずれにせよ貴重なご意見として伺えればと思いますので、すいません。

○森地座長　事務局の方でなかなか具体的に検討と言っても難しいかもしれませんけれども、少し考えていただければと思います。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。飯島委員、お願いします。

○飯島委員　時間の間際に申し訳ありません。２点ほど確認をさせてください。アンケート

調査についての資料４－１の２のところの内訳の話なんですが、今回第４次の障害児福祉計画というものの基礎にもなるかと思うアンケートですが、これどの程度その児童の方の概要というか、現況が回収されるのかなあというのはちょっとありまして、結局は回収率にもよってくると思うんですが、児童の方の現況がもう少しきちんと見えるような状況が取れそうかどうかっていうところを１つ教えていただきたいなと思いました。

もう１つはアンケートの問 34 なんですが、65 歳以上の方もある程度対象としてアンケートを実施するといったときに、介護保険サービスをメインとして使う方も、大勢いるんじゃないかなと思っています。その場合、回答の方法としてはこの共生型サービスの番号を書いていただくということにするのでしょうか。介護保険サービスというものを新たに追加するのもいいのかなと思ったので確認と意見です。よろしくお願いします。

○森地座長　はい、ありがとうございます。２点ご質問ですが、事務局の方でいかがでしょうか。

○事務局　はい。障害児福祉計画の方も障害者プランの中で、一緒に策定しているということで、障害児の方、18 歳以下の方、それぞれの年齢別の割合とかで、アンケートの抽出しようとは思ってるんですが具体的に何％っていうのはちょっとそこまでは今の時点では決めていないです。

あと、確かに 65 歳以上の方も若干入っているというところで、34 番のサービスについては、障害児・障害者のサービスしか入れてないというところもありますので、介護保険サービスを追加するとか何か考えていきたいと思います。ありがとうございました。

○森地座長　はい、ありがとうございます。ちなみに、先ほどの話に関連してですけれども、調査対象を選定するときに児童か否かっていうのは特には考えず、そこは無作為に抽出するということになりますか。

○事務局　ある程度年齢の方も設定してやっております。

○森地座長　なるほど。そうすると一定程度障害のあるお子さんの回答も得られるということですね。はい、わかりました。あとそうですね、介護保険とか、その他の福祉サービスなんかっていうところをどこまで盛り込むかっていうところかと思いますが、そのあたりのところも、可能な範囲でご検討いただければと思います。よろしくお願いします。

６．その他

それではちょっともう時間も過ぎておりますが、何か、これだけはということがもしあれば承りたいと思うんですけど、いかがでしょうか。よろしいですか。特に無いようですので。議事進行を終了させていただきます。

○事務局　森地座長ありがとうございました。次回の開催については、3 月ごろを予定して

おります。日程が決まり次第、委員の皆様にご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、令和７年度第１回つくば市障害者計画策定懇談会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、いろんな意見をいただきましてありがとうございました。

事務局内で内容をまとめて、またアンケートとかヒアリングとか直したものを共有させていただきます。内容に関しては座長一任ということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

# 令和7年度第1回つくば市障害者計画策定懇談会　次第

日　時：令和7年(2025年)9月24日(水)
午前10時～午前11時30分
場　所：つくば市役所2階202会議室

1　開会

2　挨拶

3　委員紹介

4　座長・副座長選出

5　議題
⑴　つくば市障害者計画策定懇談会について
⑵　第2期つくば市障害者プランの策定概要及びスケジュールについて
⑶　第2期つくば市障害者プランの策定に向けたアンケート・ヒアリング案について

6　その他

7　閉会

【懇談会資料一覧】

資料1－1　つくば市障害者計画策定懇談会委員名簿
資料1－2　事務局名簿
資料2　　つくば市障害者計画策定懇談会開催要項
資料3　　第2期つくば市障害者プランの策定概要及びスケジュールについて
資料4－1　アンケート・団体ヒアリング調査について
資料4－2　アンケート案
資料4－3　アンケート回答票案
資料4－4　ヒアリング案

資料１－１

# つくば市障害者計画策定懇談会委員名簿

（任期：令和７年９月24日～令和10年３月３１日）

| No. | 役職 | 構成 | 所属等 | 委員氏名 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 委員 | 市民代表（公募） | | 浅井　知枝 | |
| 2 | 委員 | 市民代表（公募） | | 末森　明夫 | |
| 3 | 委員 | 市民代表（公募） | | 根本　典子 | |
| 4 | 委員 | 市民代表（公募） | | 細島　映利奈 | |
| 5 | 委員 | 市民代表（公募） | | 細田　忠博 | |
| 6 | 委員 | 施設（身体） | 社会福祉法人 健誠会 つくば総合福祉センター | 篠﨑　純一 | |
| 7 | 委員 | 施設（知的） | 社会福祉法人　筑峯学園 | 武田　真浩 | |
| 8 | 委員 | 施設（精神） | つくばライフサポートセンター | 津梅　光子 | |
| 9 | 委員 | つくば市障害者自立支援協議会 | 茨城県リハビリテーション専門職協会 | 飯島　弥生 | |
| 10 | 委員 | つくば市福祉団体等連絡協議会 | 会長 | 後藤　真紀 | |
| 11 | 委員 | つくば市福祉団体等連絡協議会 | つくば市手をつなぐ育成会 | 奈良部　和子 | |
| 12 | 委員 | 学識経験者 | 筑波大学<br>障害科学域　助教　博士<br>（社会福祉学） | 森地　徹 | |
| 13 | 委員 | 学識経験者 | 筑波技術大学<br>障害者高等教育研究支援センター　講師 | 磯田　恭子 | |
| 14 | 委員 | 茨城県立つくば特別支援学校 | 茨城県立つくば特別支援学校地域支援センター長 | 菊地　奈美子 | |
| 15 | 委員 | つくば市社会福祉協議会 | つくば市社会福祉協議会 | 菅野　慎也 | |

資料1－2

# 事　務　局　名　簿

福祉部

| | |
|---|---|
| 部　長 | 根本　祥代 |
| 次　長 | 日下　永一 |

障害福祉課

| | |
|---|---|
| 課　長 | 岡田　治美 |
| 課長補佐 | 中村　央子 |
| 統括医療技士 | 倉持　博子 |
| 総合支援係長 | 海老原　恵梨子 |
| 福祉サービス係長 | 矢島　夏子 |
| 福祉連携係長 | 松本　和香 |
| 福祉サービス係主任 | 近藤　秀将 |

障害者地域支援室

| | |
|---|---|
| 室長 | 飯田　強 |

資料2

# つくば市障害者計画策定懇談会開催要項

（開催）

第１条　市長は、障害者福祉施策に関し必要な検討を行うため、福祉関係や学識経験のある者の参集を求め、つくば市障害者計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

（検討事項）

第２条　懇談会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

（１）障害福祉施策の総合的な推進に関すること。

（２）障害者計画の策定、進行管理及び評価に関すること。

（３）障害福祉計画の策定、進行管理及び評価に関すること。

（４）障害児福祉計画の策定、進行管理及び評価に関すること。

（構成）

第３条　懇談会は、市民、福祉関係、学識経験のある者のうちから、市長が選任した者15 人以内をもって構成する。

（任期）

第４条　委員の任期は、３年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（座長）

第５条　懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。

２　座長は、懇談会を代表し会務を総理する。

３　座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　懇談会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

２　座長は、会議の議長となる。

３　座長は、会議の開催が困難であると認めるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールにより意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

（庶務）

第７条　懇談会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

附　則

この要項は、令和４年４月１日から施行する。

資料3

# 第２期障害者プランの策定概要及びスケジュールについて

## ■ 障害者の福祉に関する計画

障害のある方に関する福祉の計画は以下の通りです。また、いずれの計画も、法律で市町村に策定が義務づけられた計画です。

| 計画の種類 | 根拠法 | 計画の性格 | 市の計画 |
|---|---|---|---|
| 障害者計画 | 障害者基本法<br>（第11条第3項） | 国の「障害者基本計画」及び茨城県の「新いばらき障害者プラン」を踏まえて策定される、障害者施策を総合的に定める計画 | 第４次つくば市<br>障害者計画 |
| 障害福祉計画 | 障害者総合<br>支援法<br>（第88条第1項） | 各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ、1期3年の実施計画 | つくば市<br>障害福祉計画<br>（第８期） |
| 障害児福祉計画 | 児童福祉法<br>（第33条の20） | 各年度における、障害児を対象とした通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ、1期3年の実施計画 | つくば市<br>障害児福祉計画<br>（第４期） |

## ■ 計画の位置づけ

各計画の位置づけ・関係は次のとおりです。

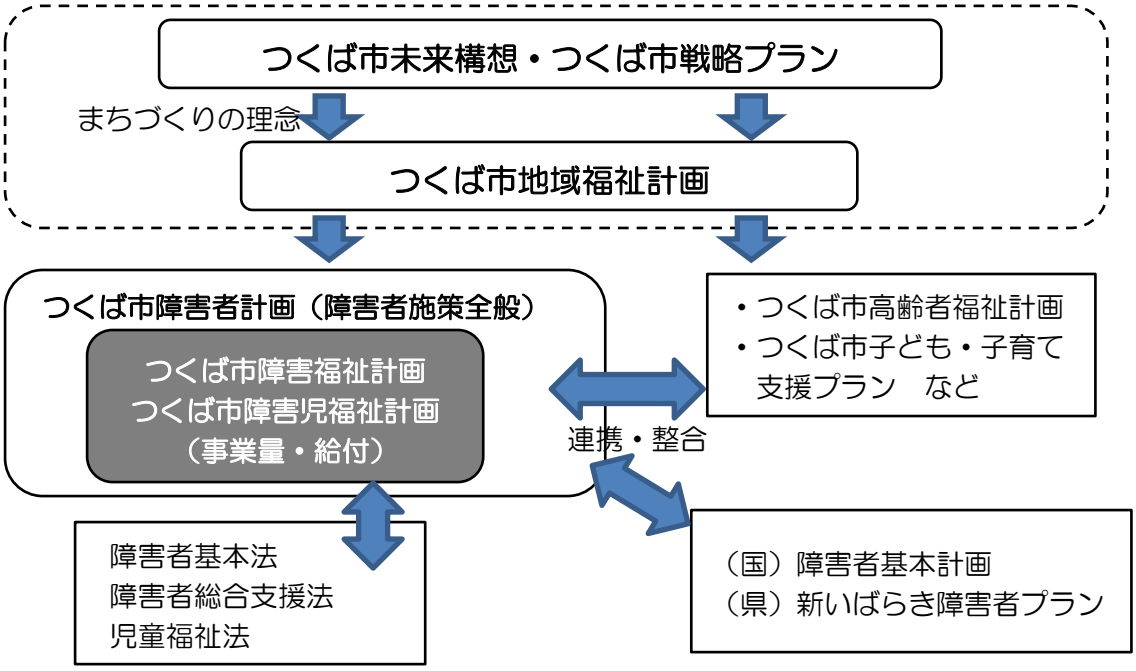

## ■ 障害者プランの期間及び進捗管理について

「つくば市障害者プラン」とは、障害者基本法に基づく「つくば市障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「つくば市障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「つくば市障害児福祉計画」の３計画を一体化したものです。

今回策定する「第２期つくば市障害者プラン」は、令和９年度から令和14年度までの６年間を計画期間とする「第４次つくば市障害者計画」と、令和９年度から令和11年度までの３か年を１期とする「第８期つくば市障害福祉計画」・「第４期つくば市障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「第２期つくば市障害者プラン」の進捗管理については、毎年度その進捗を把握し、分析・評価のうえ「つくば市障害者計画策定懇談会」に報告し、課題等がある場合には随時対応し、必要があると認められるときには計画を変更し、その他の必要な措置を講じます

| 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | **9年度** | **10年度** | **11年度** | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第３次つくば市障害者計画（前期） | | | 第３次つくば市障害者計画（後期） | | | **第４次つくば市障害者計画（前期）** | | | 第４次つくば市障害者計画（後期） | | | 第５次～ | |
| つくば市障害福祉計画（第６期） | | | つくば市障害福祉計画（第７期） | | | **つくば市障害福祉計画（第８期）** | | | つくば市障害福祉計画（第９期） | | | （第10期）～ | |
| つくば市障害児福祉計画（第２期） | | | つくば市障害児福祉計画（第３期） | | | **つくば市障害児福祉計画（第４期）** | | | つくば市障害児福祉計画（第５期） | | | （第６期）～ | |
| つくば市障害者プラン | | | つくば市障害者プラン改定版 | | | **第２期つくば市障害者プラン** | | | 第２期つくば市障害者プラン改定版 | | | | |

本懇談会で策定

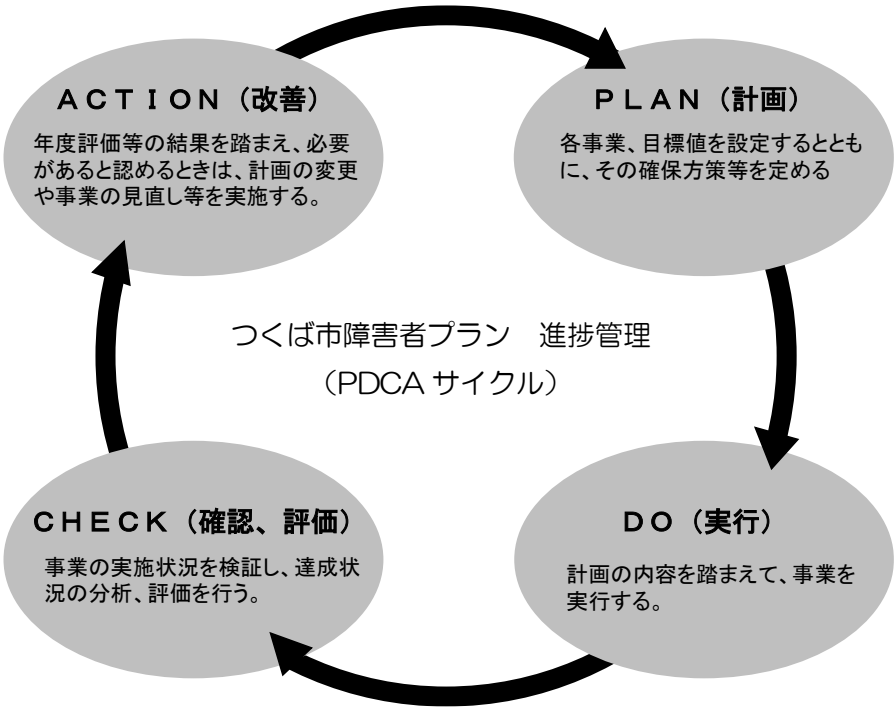

## ■ 計画策定にあたり踏まえるべき内容

「第４次つくば市障害者計画」は、国の「第５次障害者基本計画」、茨城県の「第３期新いばらき障害者プラン」に基づき、策定されます。

また、「第８期障害福祉計画」・「第４期障害児福祉計画」については、障害者総合支援法・児童福祉法に基づく国の基本指針に基づき、県の障害福祉計画・障害児福祉計画との整合性を図りながら策定することとなります。

＜参考＞　国「第５次障害者基本計画」の概要

### 第5次障害者基本計画　概要

**Ⅰ　第5次障害者基本計画とは**

**【位置付け】** **政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画**（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第９条第１項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）

**【計画期間】** **令和５(2023)年度から令和９(2027)年度までの５年間**

**【検討経緯】** 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での１年以上にわたる審議を経て、令和４年12月に取りまとめられた**障害者政策委員会の意見に即して、**政府で基本計画案を作成

**Ⅱ　総論の主な内容**

**1．基本理念**

○　共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

**2．基本原則**

○　地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

**3．社会情勢の変化**

○　2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
○　新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
○　持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（ＳＤＧｓの視点）

**4．各分野に共通する横断的視点**

○　条約の理念の尊重及び整合性の確保
○　共生社会の実現に資する取組の推進
○　当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
○　障害特性等に配慮したきめ細かい支援
○　障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
○　ＰＤＣＡサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

**5．施策の円滑な推進**

○　連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

**Ⅲ　各論の主な内容（１１の分野）**

1．差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2．安全・安心な生活環境の整備
3．情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4．防災、防犯等の推進
5．行政等における配慮の充実
6．保健・医療の推進
7．自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8．教育の振興
9．雇用・就業、経済的自立の支援
10．文化芸術活動・スポーツ等の振興
11．国際社会での協力・連携の推進

**Ⅳ　おわりに（～今後に向けて～）**

・本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。
・令和４年９月に、障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表され多岐にわたる事項に関し見解等が示されたことを受け、各府省において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。
・世界に誇れる共生社会の実現を目指して、政府全体で不断に取組を進めていく。

### 第5次障害者基本計画　概要

**Ⅴ　各論の主な内容**

**1．差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止**

○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進
・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

**2．安全・安心な生活環境の整備**

○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進
・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備
・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

**3．情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実**

○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

**4．防災、防犯等の推進**

○災害発生時における障害特性に配慮した支援
・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

**5．行政等における配慮の充実**

○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
・司法手続(民事・刑事）における意思疎通手段の確保
・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

**6．保健・医療の推進**

○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
・切れ目のない退院後の精神障害者への支援
・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

**7．自立した生活の支援・意思決定支援の推進**

○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実
・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
・障害のあるこどもに対する支援の充実

**8．教育の振興**

○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備
・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
・病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進

**9．雇用・就業、経済的自立の支援**

○総合的な就労支援
・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進

**10．文化芸術活動・スポーツ等の振興**

○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備
・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり
・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

**11．国際社会での協力・連携の推進**

○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進
・障害者分野における国際協力への積極的な取組
・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

## 第5次障害者基本計画　主な成果目標

### ＜ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ＞

| 指 標 | 現状値（直近値） | 目 標 値 |
|---|---|---|
| 障害者差別解消法の地域協議会の組織率 | 55.9%（一般市町村）（2021年4月） | 80%以上（同左）（2027年度） |

### ＜ 安全・安心な生活環境の整備 ＞

| 指 標 | 現状値（直近値） | 目 標 値 |
|---|---|---|
| 一定の旅客施設のバリアフリー化率(注1) | 94.5%（段差解消）（2020年度） | 原則100%（同左）（2025年度） |
| ノンステップバスの導入率(注2) | 63.8%（2020年度） | 約80%（2025年度） |
| 福祉タクシーの導入台数 | 41,464台（2020年度） | 約90,000台（2025年度） |
| 音響信号機及びエスコートゾーンの設置率(注3) | 50.8%（2021年度） | 原則100%（2025年度） |

(注1)鉄軌道駅及びバスターミナルについては、平均利用者数が3,000人/日以上の施設及び2,000人/日以上3,000人/日未満で重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられた施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては、平均利用者数が2,000人/日以上の施設を対象。なお、鉄軌道駅の現状値については、平成30年３月に改正された公共交通移動等円滑化基準の改正前の基準をもって適合率を算定
(注2)公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両は母数から除外
(注3)視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分が対象

### ＜ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ＞

| 指 標 | 現状値（直近値） | 目 標 値 |
|---|---|---|
| ＩＣＴサポートセンターを設置している都道府県数 | ３１都道府県（2022年度） | 全都道府県（2024年度） |
| 電話リレーサービスの普及状況（利用登録者数） | 1万1,275人（2022年末） | 前年度比増（2027年度） |

### ＜ 保健・医療の推進 ＞

| 指 標 | 現状値（直近値） | 目 標 値 |
|---|---|---|
| 精神病床での1年以上の長期入院患者数 | 約17.1万人（2020年度） | 13.8万人（2026年度） |
| 都道府県の難病診療連携拠点病院の設置率 | 93%（2021年度） | 100%（2027年度） |

### ＜ 教育の振興 ＞

| 指 標 | 現状値（直近値） | 目 標 値 |
|---|---|---|
| 個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画等が作成されている児童等の割合 | 90.9%（指導計画）84.8%（教育支援計画）（2018年度） | おおむね100%（2027年度） |
| 公立小中学校等施設におけるスロープ等による段差解消の割合 | 78.5%（門から建物まで）57.3%（昇降口・玄関等から教室等まで）（2020年度） | 全ての学校に整備（2025年度） |

### ＜ 雇用・就業・経済的自立の支援 ＞

| 指 標 | 現状値（直近値） | 目 標 値 |
|---|---|---|
| 障害者の雇用率達成企業の割合 | 47%（2021年6月） | 56%（2027年度） |
| 障害者就労施設等の物品等優先購入実績 | 199億円（2020年度） | 前年度比増（2027年度） |

### ＜ 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ＞

| 指 標 | 現状値（直近値） | 目 標 値 |
|---|---|---|
| 障害者の週１回以上のスポーツ実施率 | ３１%（成人）４１.８%（若年層※7～19歳）（2021年度） | ４０%程度（成人）５０%程度（若年層）（2026年度） |

資料：内閣府

## 茨城県「第３期　新いばらき障害者プラン」の概要

（1）計画の性格

- 障害者基本法に定める「都道府県障害者計画」、障害者総合支援法に定める「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法に定める「都道府県障害児福祉計画」として策定するもの。
- 茨城県の障害者施策推進の基本的方向や目標を明らかにするとともに、障害福祉サービスの提供体制に関して計画的な整備を進めるための方策を定め、障害者施策の総合的な推進を図るもの。
- 「第２次茨城県総合計画」の部門別計画として位置付けられるもので、「茨城県保健医療計画」、「いばらき高齢者プラン21」、「茨城県地域福祉支援計画」など、関連する他の計画との調和に配慮。

（2）計画の期間

- 令和６年度（2024 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの６か年。
- 令和８年度（2026 年度）に、それまでの達成状況を踏まえて、計画の見直しを実施する。

（3）基本理念

「ノーマライゼーション」と「完全参加」

（4）施策体系

| Ⅰ ひとりひとりが尊重される社会をめざして | Ⅱ 質の高い保健・医療・福祉の充実をめざして | Ⅲ 快適に暮らせる社会をめざして |
|---|---|---|
| １ 思いやりと助け合いの心づくり<br>２ 権利擁護の推進<br>３ 地域生活への移行の促進<br>４ 教育・育成の充実<br>５ 就労機会の拡大<br>６ 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実 | １ 保健・医療の充実<br>２ 福祉の充実<br>３ 障害児支援の提供体制の整備<br>４ 人材の確保・育成<br>５ 地域共生社会の実現に向けた取組 | １ 人にやさしいまちづくり<br>２ 外出支援の充実<br>３ 安全・安心な暮らしの確保<br>４ 行政サービス等における配慮 |

障害福祉計画・障害児福祉計画の「基本指針」の概要

基本指針では、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を3年としており、
これに即して、都道府県・市町村は3年毎に障害福祉計画・障害児福祉計画を作成している。

| 第1期計画期間<br>H18～H20年度 | 第2期計画期間<br>H21～H23年度 | 第3期計画期間<br>H24～H26年度 | 第4期計画期間<br>H27～H29年度 | 第5期計画期間<br>H30～R2年度 | 第6期計画期間<br>R3～R5年度 | 第7期計画期間<br>R6～R8年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成23年度の達成を目標として、地域の実情に応じた数値の目標及び障害福祉サービスの見込み量を設定 | 第1期の実績を踏まえて障害福祉計画を作成 | つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度の達成を目標とした障害福祉計画を作成 | 障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度の達成を目標とした障害福祉計画を作成 | 障害者総合支援法の3年後の見直し等を踏まえ、令和2年度の達成を目標とした障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成 | 障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、令和5年度の達成を目標とした各計画を作成 | 障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告等の趣旨等を踏まえ、令和8年度の達成を目標とした各計画を作成 |

※第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画の基本指針については今後国から示される予定

障害者総合支援法（抜粋）

第87 条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

第88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めるものとする。

第89 条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（都道府県障害福祉計画）を定めるものとする。

（児童福祉法抜粋）

第33 条　厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

第33 条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）を定めるものとする。

第33 条の22 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（都道府県障害児福祉計画）を定めるものとする。

## ■ 計画策定までのスケジュール

計画策定までのスケジュールは、次のとおり予定しています。

| 年 | 月　日 | 内　容 |
|---|---|---|
| 2025 | 9月24日（水） | 第１回計画策定懇談会<br>・計画の策定について<br>・アンケート調査の内容について<br>・ヒアリングシートの内容について<br>・スケジュールについて |
| | 11月 | ヒアリング調査の実施 |
| | 12月～<br>2026年１月 | アンケート調査の実施 |
| 2026 | １～２月 | アンケート集計<br>ヒアリングまとめ<br>報告書作成 |
| | 3月 | 第2回計画策定懇談会<br>・アンケート調査結果について<br>・ヒアリング結果について<br>・「つくば市障害者プラン改定版」の進捗管理について |
| | 6～7月 | 第３回計画策定懇談会<br>・「第２期つくば市障害者プラン」の構成案について |
| | 9～10月 | 第４回計画策定懇談会<br>・「第２期つくば市障害者プラン」の素案について |
| | 12月 | パブリック・コメントの実施 |
| 2027 | １月 | 第５回計画策定懇談会<br>・パブリック・コメントの結果について<br>・計画最終案について |
| | 3月 | 計画完成 |

資料4―1

# アンケート・団体ヒアリング調査について

## １．調査の目的

つくば市内の障害のある方等の障害福祉に関する意識、意向等をアンケートにより把握するとともに、障害者等の関連団体からの意見を聴収し、第２期つくば市障害者プラン策定の基礎資料とすることを目的とする。

## ２．アンケート調査の概要

- 調査対象：市内にお住まいの障害者手帳をお持ちの方、難病患者福祉金を受給している方の中から、無作為に抽出された 65 歳未満の 2,000 名の方と 65 歳以上の 300 名の方

【内訳】

| 障害種別等 | 送付者数 | 対象者数（R7.3.31 現在） |
|---|---|---|
| 身体障害者手帳所持者 | 1,215 人 | 5,105 人 |
| 視覚障害 | 85 人 | 343 人 |
| 聴覚・平衡機能障害 | 110 人 | 461 人 |
| 音声・言語・そしゃく機能障害 | 15 人 | 52 人 |
| 肢体不自由 | 500 人 | 2,108 人 |
| 内部機能障害 | 505 人 | 2,141 人 |
| 療育手帳所持者 | 385 人 | 1,625 人 |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者 | 550 人 | 2,327 人 |
| 難病患者福祉金受給者 | 150 人 | 1,677 人 |
| 計 | 2,300 人 | 9,734 人 |

- 調査方法：郵便配布・インターネット上での回答、郵送回収
- 調査時期：令和７年 12 月～令和８年１月（予定）
- 調査項目：

① 調査対象者の属性 （問１～10）
② 現在と今後の生活について （問 11～16）
③ 外出について （問 17～22）
④ 日中の過ごし方について （問 23～25）
⑤ 余暇活動について （問 26～29）
⑥ 情報入手とコミュニケーションについて （問 30～32）

⑦　障害福祉サービスについて　（問 33・34）
⑧　差別や疎外感について　（問 35～43）
⑨　災害時の避難等について　（問 44～48）
⑩　福祉支援センターについて　（問 49～51）
⑪　地域福祉の推進について　（問 52・53）
⑫　つくば市の障害福祉施策について　（問 54）

◆ 変 更 点：
・インターネットでの回答ができるように変更。
・回答票を別で用意。アンケート票そのものに〇をつけるのでなく、当てはまる数字を回答票に記載していただく方法に変更。
・設問及び選択肢の調整。

## ３．ヒアリング調査の概要

◆ ヒアリング対象：つくば市福祉団体連絡協議会　加盟団体（下表のとおり）

| | 団体名 |
|---|---|
| 1 | つくば市手をつなぐ育成会 |
| 2 | シャンティつくば |
| 3 | つくば市特別支援親の会 |
| 4 | つくば市肢体不自由児者父母の会 |
| 5 | アセンブル |
| 6 | けやきの会 |
| 7 | つくばダウン症児者親の会 |
| 8 | かけはしねっと |
| 9 | わたぼうし会 |
| 10 | わかばの会 |
| 11 | つくば自立生活センターほにゃら |
| 12 | やすらぎの会（つくば精神保健福祉会） |
| 13 | 高次脳機能障害友の会いばらき |
| 14 | つくば障害児の発達を考える会 |
| 15 | 桜福祉支援センター家族会さくら |
| 16 | つくば市聾者協会 |
| 17 | チャレンジドつくば |

◆ ヒアリング時期：令和７年 11 月頃（予定）

◆ ヒアリング方法：事前にヒアリング調査票を郵便または電子メールで配布し、団体からの回答を回収するとともに、希望に応じて聞き取りを行う。

◆ ヒアリング項目：① 団体の情報

② 状況の変化や課題、今後の障害者施策に求めるものについて

（１）障害や障害者への理解と交流、共生のまちづくりについて

（２）生活環境について

（３）安全・安心な暮らしについて

（４）差別の解消・権利擁護について

（５）障害福祉サービスについて

（６）相談・情報提供について

（７）医療・保健について

（８）教育・保育・療育について

（９）雇用・就労について

(10) 生涯学習、文化・スポーツ活動について

(11) 障害者等の地域生活において必要な支援体制等について

③ 今後の活動方針について

④ その他ご意見など

## ４．調査結果の取りまとめ（集計）について

◆ アンケート調査：単純集計のほかに、年齢別・障害別等の属性ごとの集計とともに、設問間のクロス集計を行う。

◆ ヒアリング調査：内容を整理・分析し、懇談会にて報告を行う。

資料４－２

# 障害福祉に関するアンケートにご協力ください

日頃より、つくば市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

つくば市では現在、次期つくば市障害者プランの策定に取り組んでいます。そのため、皆さんの福祉サービスの利用状況や障害福祉に関する意識、意向などを伺い、プランの策定や障害福祉施策の推進に役立てるためのアンケート調査を実施することになりました。

対象者は、障害者手帳をお持ちの方及び難病患者福祉金を受給している方から無作為に選ばせていただきました。

この調査は無記名での回答としており、回答された方が特定されたり、個人の回答内容が明らかにされたりすることはありません。

また、回答いただいた内容は、統計的な処理を行い、プランの策定や障害福祉施策推進のための基礎資料として使用します。また、調査結果につきましては、市ホームページで公表します。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いします。

令和7年12月　　つくば市

**〈調査にあたってのお願い〉**

・宛名のご本人が直接回答することが難しい場合には、家族や介護者の方などがご本人の意見を聞き、回答してください。
・このアンケートでは、10月1日現在の状況についてお答えください。
・質問への回答方法は、それぞれの質問文に記載しています。質問文をよく読んでお答えください。

**◎回答方法は２通りです。いずれかの方法でご回答ください。**

**①インターネットで回答**　：

下記URLまたはQRコードにより回答ページにアクセスしてご回答ください。

http://～

※入力する際には、**別紙回答票に記載されているIDを入力**してください。

**②郵送で回答**　：インターネットを利用できない場合は、郵送でも回答いただけます。

**別紙の回答票に回答番号等をご記入**いただき、同封の返信用封筒に入れてご返送ください。

（切手は不要です。）

◎回答は、**令和８年１月１３日（火）**までにお願いいたします。

※このアンケートへのご質問などは、下記へお問い合わせください。

つくば市　福祉部　障害福祉課　担当：福祉サービス係
電話：029-883-1111（内線2221）　FAX：029-868-7544
メール：wef020@city.tsukuba.lg.jp

# 障害福祉に関するアンケート調査

**問１　お答えいただくのは、どなたですか。（番号は１つだけ）**

1．本人（この調査票が郵送された宛名の方）
2．本人の家族
3．家族以外の方（介護者、同居人など）

※これ以降、この調査票が郵送された宛名の方を「あなた」とお呼びしますので、ご本人（この調査票の対象者：障害のある方）の状況などについて、お答えください。

## ■あなた（宛名の方）の現状について■

**問２　あなたの年齢をお答えください。（令和７年４月１日現在）**

| | | |
|---|---|---|
| 1．0～6歳 | 4．20～29歳 | 8．60～69歳 |
| 2．7～12歳 | 5．30～39歳 | 9．70～79歳 |
| 3．13～17歳 | 6．40～49歳 | 10．80歳以上 |
| 4．18～19歳 | 7．50～59歳 | |

**問３　あなたの性別をお答えください。（番号は１つだけ）**

1．男性　　2．女性　　3．無回答

**問４　あなたの障害の状況について、該当するものをお答えください。（あてはまる番号すべて）**

| | | |
|---|---|---|
| 1．身体障害 | 3．精神障害 | 5．発達障害 |
| 2．知的障害 | 4．難病 | 6．高次脳機能障害 |

**問５　あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。（番号は１つだけ）**

1．1級　　2．2級　　3．3級　　4．4級
5．5級　　6．6級　　7．持っていない

**問６　身体障害者手帳をお持ちの場合、該当する障害をお答えください。（あてはまる番号すべて）**

| | |
|---|---|
| 1．視覚障害 | 4．肢体不自由（上肢） |
| 2．聴覚障害・平衡機能障害 | 5．肢体不自由（下肢・体幹・移動機能） |
| 3．音声・言語・そしゃく機能障害 | 6．内部障害（1～5以外） |

**問７　あなたは療育手帳をお持ちですか。（番号は１つだけ）**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1．Ⓐ判定 | 2．A判定 | 3．B判定 | 4．C判定 | 5．持っていない |

**問８　あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。（番号は１つだけ）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1．1級 | 2．2級 | 3．3級 | 4．持っていない |

**問９　日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。（①から⑨それぞれに番号を１つ）**

| 項目 | ひとりでできる | 一部介助が必要 | 全部介助が必要 |
|---|---|---|---|
| ①　食事 | 1 | 2 | 3 |
| ②　トイレ | 1 | 2 | 3 |
| ③　入浴 | 1 | 2 | 3 |
| ④　衣服の着脱・身だしなみ | 1 | 2 | 3 |
| ⑤　家の中の移動 | 1 | 2 | 3 |
| ⑥　外出 | 1 | 2 | 3 |
| ⑦　家族以外の人との意思疎通 | 1 | 2 | 3 |
| ⑧　お金の管理 | 1 | 2 | 3 |
| ⑨　薬の管理 | 1 | 2 | 3 |

【問10は、問９で「一部介助が必要」または「全部介助が必要」を選んだ方にお聞きします。】

問10　あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。（あてはまる番号すべて）

| | |
|---|---|
| 1．父母・祖父母・兄弟姉妹 | 4．ホームヘルパーや施設の職員 |
| 2．配偶者（夫または妻） | 5．その他（1～4以外） |
| 3．子ども | |

## ■現在と今後の生活について■

問11　現在、あなたはどこで生活していますか。（番号は１つだけ）

| | |
|---|---|
| 1．自分または家族の持ち家 | 4．高齢者向けの入所施設・グループホーム |
| 2．民間の賃貸住宅、社宅など | 5．病院に入院している |
| 3．グループホーム | 6．その他（1～5以外） |
| 4．障害者向けの入所施設 | |

問12　現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。（あてはまる番号すべて）

| | |
|---|---|
| 1．父母・祖父母・兄弟姉妹 | 4．その他（1～3以外） |
| 2．配偶者（夫または妻） | 5．いない（一人で暮らしている） |
| 3．子ども | |

問13　あなたは将来、どのような生活を希望しますか。（あてはまる番号すべて）

| | |
|---|---|
| 1．自宅で一人暮らしをしたい | 6．老人ホームなどの高齢者の施設に入って生活したい |
| 2．自宅で家族と一緒に生活したい | 7．その他 |
| 3．グループホームで生活したい | 8．特に考えていない |
| 4．入所施設で生活したい | ※「自宅」とは、持ち家や賃貸住宅などのことです。 |
| 5．病院に入院したい | |

【問14は、問13で「1」または「2」を選んだ方にお聞きします。

問14　自宅での生活を希望する理由を教えてください。（あてはまる番号すべて）

1．住み慣れているため、安心できるから
2．一人でいると落ち着くから、気が楽だから
3．家族と一緒なら安心だから
4．必要な福祉サービスを利用すれば生活できるから
5．既に不自由なく過ごせているから
6．慣れた環境から離れることが不安だから
7．新しい人間関係を構築するのが大変だから
8．施設に入所するとお金がかかりそうだから
9．施設に入所すると行動が大きく制限されそうだから
10．施設に入所するために必要な手続がわからないから
11．その他

【問15は、問13で「3」、「4」または「6」を選んだ方にお聞きします。】

問15　あなたが将来、入所施設やグループホームでの生活を希望する理由を教えてください。（あてはまる番号すべて）

1．支援をしてくれる人がいると、安心できるから
2．現在入所施設またはグループホームで生活しており、現状に満足しているから
3．一人で生活するのは不安だから
4．常に支援をしてくれる人が傍にいないと生活できないから
5．いろいろな人と一緒に生活するのは楽しい（楽しそう）だから
6．その他

**問16　あなたは将来、地域での生活においてどのようなことが必要になると思いますか。（あてはまる番号すべて）**

1．在宅での医療的ケア（導尿、たんの吸引など）
2．在宅で利用できる福祉サービス
3．自分の障害にあった住居
4．入所施設やグループホーム
5．生活訓練などの充実
6．経済的な負担の軽減
7．相談支援の充実
8．困ったときに相談できる窓口
9．地域住民などの理解
10．コミュニケーションについての支援
11．その他

## ■外出について■

**問17　あなたは、１週間にどの程度外出しますか。（番号は１つだけ）**

| | |
|---|---|
| 1．ほぼ毎日外出する | 3．めったに外出しない |
| 2．１週間に数回外出する | 4．全く外出しない |

**問18　あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。（番号は１つだけ）**

| | |
|---|---|
| 1．父母・祖父母・兄弟姉妹 | 4．ホームヘルパーや施設の職員 |
| 2．配偶者（夫または妻） | 5．その他（1～4以外） |
| 3．子ども | 6．一人で外出する |

**問19　あなたが外出する際、主にどのような方法で外出しますか。（あてはまる番号すべて）**

| | |
|---|---|
| 1．徒歩・自転車・車いす | 5．つくバス・つくタク |
| 2．自家用車（自分で運転） | 6．公共交通機関（5を除く） |
| 3．自家用車（他の人が運転） | 7．その他（1～7以外） |
| 4．タクシー | |

**問20　あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。**
**（あてはまる番号すべて）**

| | |
|---|---|
| 1．通勤・通学・通所 | 4．余暇活動 |
| 2．訓練やリハビリに行く | 5．その他 |
| 3．医療機関を受診する | |

**問21　外出する時に困ることは何ですか。（あてはまる番号すべて）**

1．公共交通機関が少ない（ない）
2．列車やバスの乗り降りが困難（できない）
3．道路や駅に階段や段差が多い
4．案内表示が分かりにくい（見えにくい）
5．外出先の建物の設備が不便（道路、トイレ、エレベーターなど）
6．介助者が確保できない
7．外出にお金がかかる
8．周囲の目が気になる
9．発作など突然の体調の変化が心配
10．困った時に助けてもらえない
11．その他
12．特にない

**問22　外出先にあると便利なものは何ですか。（あてはまる番号すべて）**

| | |
|---|---|
| 1．点字による案内 | 10．貸出用車いす |
| 2．音声誘導・音声案内 | 11．階段昇降機 |
| 3．文字や画像による案内 | 12．多目的トイレ |
| 4．補助犬・介助犬同伴が可能な場所 | 13．トイレのユニバーサルシート |
| 5．総合案内・受付 | 14．筆談ボード |
| 6．スロープ・手すり | 15．読みがな付メニュー |
| 7．障害者専用駐車場 | 16．ＡＥＤ（自動体外式除細動器） |
| 8．ホテルのシャワーチェア | 17．その他 |
| 9．介助用ベッド | 18．特にない |

## ■日中の過ごし方について■

**問23　あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。（あてはまる番号すべて）**

1．会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている
2．ボランティア等の活動をしている
3．障害福祉サービスを提供している施設等（地域活動支援センターを含む）に通っている
4．介護保険の通所サービスを利用している
5．自宅で過ごしている（専業主婦（主夫）を含む）
6．入所している施設や病院等で過ごしている
7．大学、専門学校、職業訓練校などに通っている
8．特別支援学校（小中高等部）に通っている
9．一般の高校、小中学校、幼稚園、保育所等に通っている
10．障害児通所支援（放課後等デイサービスなど）を利用している
11．その他

【問24は、問23で「7～10」のいずれかを選んだ方にお聞きします。】

**問24　施設・学校・保育所等に通うにあたって、困ることは何ですか。（あてはまる番号すべて）**

1．通うのに付き添いが必要
2．送迎を頼める人がいない（サービスがない）
3．学校内や園内での設備や介助などの配慮が十分でない
4．医療的ケアが受けられない
5．周囲の理解が得られない
6．課題や授業についていけない
7．その他
8．特にない

**問25　障害のある人が就労するために、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまる番号すべて）**

1．職場の上司や同僚の障害への理解
2．短時間勤務や勤務日数等の配慮
3．勤務場所のバリアフリー化
4．通勤手段の確保
5．職場での介助や相談などの支援体制
6．就労後のフォローなど職場と支援機関の連携
7．企業ニーズに合った就労訓練
8．障害者を積極的に採用する企業の拡充
9．就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）の充実
10．その他

## ■余暇活動について■

**問26　あなたには、就労・通所・学校以外の時間でどのようなことをして過ごしていることが多いですか。（あてはまる番号すべて）**

| | |
|---|---|
| 1．友人と会っている | 6．テレビ・ゲーム・インターネット |
| 2．買い物に行く | 7．家事 |
| 3．飲食店に行く | 8．ゆっくり休む |
| 4．運動やスポーツ | 9．その他 |
| 5．文化芸術活動（映画や音楽鑑賞を含む） | 10．特になにもしていない |

**問27　問26で「4．運動やスポーツ」と答えた方におたずねします。あなたはどのような活動に参加していますか。（あてはまる番号すべて）**

| | |
|---|---|
| 1．ウォーキング・ランニング | 6．水泳 |
| 2．トレーニング | 7．武道（柔道・剣道など） |
| 3．体操（ストレッチ・ラジオ体操） | 8．ボッチャ |
| 4．ダンス | 9．サウンドテーブルテニス |
| 5．球技（サッカー、野球、バスケットボール、バドミントンなど） | 10．シッティングバレーボール |
| | 11．その他 |

**問28　あなたが運動やスポーツを行うためには、どのようなものが必要だと思いますか。（あてはまる番号すべて）**

| | |
|---|---|
| 1．体育館などの建物や設備のバリアフリー化 | 5．スポーツ団体やクラブ活動のような参加できる場 |
| 2．介助者や手話通訳などの支援 | 6．施設の利用料減免 |
| 3．障害に対応した情報の提供や問合せ方法の充実 | 7．その他 |
| 4．適切な指導者 | 8．特にない |

**問29　あなたが文化芸術活動に関わるためには、どのようなものが必要だと思いますか。（あてはまる番号すべて）**

| | |
|---|---|
| 1．美術館、劇場などの建物や設備のバリアフリー化<br>2．字幕・音声ガイドなどの情報保障<br>3．作品展、舞台公演などの発表機会の拡大<br>4．適切な指導者 | 5．コミュニティやサロンのような活動できる場<br>6．イベント情報の提供<br>7．施設の利用料減免<br>8．その他<br>9．特にない |

## ■情報入手とコミュニケーションについて■

**問30　あなたは、福祉サービスや福祉制度の情報を現在どこから得ていますか。また、今後はどこから得たいですか。**（現在得ているところは「1」、今後得ることを希望するところは「2」、現在得てもなく、今後も得ることを希望しない場合は空欄のまま）

| | 【現在】情報を得ている | 【今後】情報を得ることを希望する |
|---|---|---|
| ① 市や県の窓口 | 1 | 2 |
| ② 市や県の広報紙やホームページなど | 1 | 2 |
| ③ 障害者福祉ガイドブック | 1 | 2 |
| ④ 新聞・雑誌、テレビ・ラジオ | 1 | 2 |
| ⑤ インターネット・ＳＮＳ | 1 | 2 |
| ⑥ 相談支援事業所 | 1 | 2 |
| ⑦ 入所・通所している福祉施設・事業所 | 1 | 2 |
| ⑧ 障害者団体や家族会 | 1 | 2 |
| ⑨ 病院・診療所・薬局 | 1 | 2 |
| ⑩ 家族や友人・知人 | 1 | 2 |
| ⑪ 学校・職場から | 1 | 2 |
| ⑫ その他 | 1 | 2 |
| ⑬ 情報を得るところがない | 1 | 2 |

**問31　あなたは、周りの人とコミュニケーションをとるときに、どのような意思疎通手段・支援を利用していますか。（あてはまる番号すべて）**

| | |
|---|---|
| 1．手話 | 10．ジェスチャー |
| 2．口話 | 11．手話通訳 |
| 3．筆談 | 12．電話リレーサービス・遠隔手話通訳サービス |
| 5．点字 | 13．要約筆記 |
| 6．拡大文字 | 14．盲ろう者向け通訳・介助者 |
| 7．パソコン・スマートフォン・タブレット | 15．ゆっくり、わかりやすく話す |
| 8．コミュニケーションボード | 16．その他 |
| 9．携帯用会話補助装置 | 17．特に支援の必要はない |

**問32　あなたが情報を入手する際や、コミュニケーションをとる際に困ることはなんですか。（あてはまる番号すべて）**

1．点字・音声の出版物が少ない
2．音声による案内が少ない
3．重要な手紙が来ても気づかない、送り主がわからない
4．読み上げ機能が不十分で、ウェブ上からの情報入手が難しい
5．手話で充分に意思が伝わっているか不安がある
6．手話でコミュニケーションをとれる場面が少ない
7．筆談でコミュニケーションをとれる場面が少ない
8．字幕や手話通訳がついているテレビ・動画・講座等が少ない
9．問合せ先の情報にＦＡＸ番号やメールアドレスの記載がない
10．ホームページや手紙の内容がわかりづらい
11．困ったときに、どこに、誰に、どのように聞けばいいのかわからない
12．その他
13．特にない

## ■障害福祉サービスについて■

**問33　あなたは、障害支援区分の認定を受けていますか。認定を受けている場合、区分はどちらですか。（番号は１つだけ）**

| | | |
|---|---|---|
| 1．区分1 | 4．区分4 | 7．非該当 |
| 2．区分2 | 5．区分5 | 8．認定を受けていない |
| 3．区分3 | 6．区分6 | 9．わからない |

**問34　あなたは現在、次の障害福祉サービスについて利用していますか。また、利用していない場合、今後このサービスの利用を希望しますか。（ア.からマ.まで、それぞれ番号は１つだけ）**

| | |
|---|---|
| 1．現在利用している<br>2．現在利用していない | 3．今後利用したい<br>※現在利用しておらず、今後も利用希望がない場合は、空欄のまま |

| サービスの種類と説明 |
|---|
| **ア．居宅介護（ホームヘルプ）**<br>必要時に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護を行うサービスです。 |
| **イ．重度訪問介護**<br>重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴・排せつ・食事などの介助や外出時の移動の介護などを行うサービスです。 |
| **ウ．同行援護**<br>視覚障害により移動が困難な方が外出する際に同行し、必要な視覚情報の提供や介助などを行うサービスです。 |
| **エ．行動援護**<br>知的障害や精神障害により行動に著しい困難を有する方に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の介護などを行うサービスです。 |
| **オ．重度障害者等包括支援**<br>常に介護が必要な方で、介護の必要度が著しく高い方に、居宅介護をはじめとした複数のサービスを包括的に提供するサービスです。 |

（つづき）

| サービスの種類と説明 |
| --- |
| **カ．生活介護**<br>施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。 |
| **キ．自立訓練（機能訓練）**<br>自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能の向上のために必要な訓練（リハビリ）を行うサービスです。 |
| **ク．自立訓練（生活訓練）**<br>自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練（リハビリ）を行うサービスです。 |
| **ケ．就労移行支援**<br>一般就労を希望する方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。 |
| **コ．就労継続支援Ａ型（雇用契約あり）**<br>一般就労することが困難な方に、雇用契約によって一定の給料を支払いながら、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。 |
| **サ．就労継続支援Ｂ型（雇用契約なし）**<br>一般就労することが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。 |
| **シ．就労定着支援**<br>就労移行支援等を利用して一般就労した方に、就労の継続を図るための支援を提供するサービスです。 |
| **ス．就労選択支援**<br>就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。 |
| **セ．療養介護**<br>医療的ケアが必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。 |

（つづき）

| サービスの種類と説明 |
| --- |
| **ソ．短期入所（ショートステイ）**<br>在宅の障害者（児）を介護する方が病気の場合などに、障害者（児）が入所施設等を短期間利用し、入浴、排せつ、食事の介護などを受けるサービスです。 |
| **タ．共同生活援助（グループホーム）**<br>共同生活を行う住居に入居した方に、日常生活上の援助や相談を行うサービスです。 |
| **チ．施設入所支援**<br>施設に入所した方に、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。 |
| **ツ．計画相談支援**<br>障害福祉サービスなどを申請した方について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行うサービスです。 |
| **テ．地域移行支援**<br>施設に入所している方や精神科病院に入院している方に対し、住まいの確保や地域生活に移行するための相談や支援を行うサービスです。 |
| **ト．地域定着支援**<br>一人暮らしの方に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性により緊急の事態等が生じた際に、相談や訪問を行うサービスです。 |
| **ナ．児童発達支援**<br>未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。 |
| **ニ．放課後等デイサービス**<br>学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。 |
| **ヌ．保育所等訪問支援**<br>保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。 |

（つづき）

| サービスの種類と説明 |
| --- |
| **ネ．居宅訪問型児童発達支援**<br>障害のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。 |
| **ノ．障害児相談支援**<br>障害のある児童が障害児通所支援を利用するにあたり、障害児支援利用計画の作成や、支援開始後、一定期間ごとの見直し（モニタリング）を行うサービスです。 |
| **ハ．移動支援**<br>屋外での移動が困難な方に外出のための支援を行うサービスです。 |
| **ヒ．日中一時支援**<br>在宅の障害者（児）を一時的（宿泊を伴わない）に施設で預かり、その介護を行うサービスです。 |
| **フ．訪問入浴サービス**<br>自宅で入浴することが困難な重度の身体障害者について、その方の居宅を訪問し、専用の浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。 |
| **ヘ．自立生活援助**<br>自宅で一人暮らしをしている方に対して、継続して自立した生活を営むことができるよう、定期的な巡回訪問や、必要時の訪問・相談等を行うサービスです。 |
| **ホ．地域活動支援センター**<br>日中、施設で創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図るサービスです。 |
| **マ．共生型サービス**<br>65歳以上になり、介護保険に移行した後も、同じ事業所を継続して利用できるサービスです。 |

## ■差別や疎外感について■

**問35　あなたは、日常生活の中で困っていることや悩みを誰（どこ）に相談していますか。（あてはまる番号すべて）**

1．家族や親せき
2．友人、知人
3．医師や看護師、病院のソーシャルワーカーなど
4．施設の職員など
5．職場の上司や同僚
6．行政機関の相談窓口
7．相談支援事業所の相談支援専門員、介護保険のケアマネジャー
8．民生委員・児童委員
9．訪問介護員（ホームヘルパー）などサービス事業所の人
10．通所施設や保育所、幼稚園、学校の先生
11．障害者団体や家族会
12．その他
13．していない

**【問36は、「13．していない」を選んだ方にお聞きします。】**

**問36　相談をしていない理由は何ですか。（あてはまる番号すべて）**

1．特に相談したいことがない
2．相談する人がいない/相談先を知らない
3．相談したくても相談相手に理解されないので相談できない
4．相談しても仕方がない
5．その他

**問37　あなたは、障害があることでいやな思いをしたり、差別を感じたことがありますか。（番号は１つだけ）**

| | |
|---|---|
| 1．いつも感じる | 3．ほとんど感じることはない |
| 2．たまに感じる | 4．わからない |

**【問38・問39は、問37で「1」または「2」を選んだ方にお聞きします。】**

**問38　それはどのような場面で感じましたか。（あてはまる番号すべて）**

| | |
|---|---|
| 1．学校・職場で | 5．病院などの医療機関で |
| 2．住んでいる地域で | 6．市役所などの行政機関の窓口で |
| 3．仕事を探しているとき | 7．公共交通機関で |
| 4．余暇を楽しんでいるとき | 8．その他 |

**問39　具体的にいやな思いをしたり、差別を感じたことをお答えください。（あてはまる番号すべて）**

1．希望した学校に入学できなかった
2．希望する仕事に就けなかった
3．職場での労働条件や給料が周囲の人と比べて不当である
4．障害を理由に退職を迫られた
5．差別用語を使われた
6．公共交通機関や食堂、ホテルなどで利用を断られた
7．暴力（身体的・精神的）による虐待を受けた
8．性的な嫌がらせを受けた
9．年金が本人のために使われなかったり、知らない間に預金が引き出されるなど、財産が侵害された
10．賃貸物件への入居の時、障害を理由に断られた
11．受診や治療を断られた
12．その他
13．わからない、内容は思い出せない

問40　障害者虐待防止法についてお聞きします。この法律は、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障害者を養護する人に支援措置を講じることなどを定めたものです。あなたはこの法律を知っていましたか。(番号は１つだけ)

1．内容などをよく知っている
2．詳しくは分からないが、概要は知っている
3．名前を聞いたことがある程度
4．名前を聞いたことはないし、内容も知らない

問41　障害者差別解消法についてお聞きします。この法律は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としたものです。あなたはこの法律を知っていましたか。(番号は１つだけ)

1．内容などをよく知っている
2．詳しくは分からないが、概要は知っている
3．名前を聞いたことがある程度
4．名前を聞いたことはないし、内容も知らない

問42　成年後見制度についてお聞きします。この制度は、知的障害や精神障害などの理由により、判断能力が十分でない方の財産などの権利を守る制度です。あなたは、この制度を知っていましたか。(番号は１つだけ)

1．内容などをよく知っている
2．詳しくは分からないが、概要は知っている
3．名前を聞いたことがある程度
4．名前を聞いたことはないし、内容も知らない

問43　あなたは、成年後見制度についてどのように思われますか。（番号は１つだけ）

1．既に利用している
2．今すぐ利用したい
3．必要になれば利用したい
4．将来的には利用することも考えられる
5．利用は考えていない

## ■災害時の避難等について■

問44　あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。（番号は１つだけ）

1．できる　　2．できない　　3．わからない

問45　家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。（番号は１つだけ）

1．いる　　2．いない　　3．わからない

問46　火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。（あてはまる番号すべて）

1．投薬や治療が受けられない
2．補装具や日常生活用具の入手ができなくなる
3．救助を求めることができない
4．安全なところまで、迅速に避難することができない
5．被害状況、避難場所などの情報が入手できない
6．周囲とのコミュニケーションがとれない
7．避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安
8．その他
9．特にない

**問47　災害時など緊急に避難しなければならなくなったときに備えて、現在対策を行っていることは何ですか。（あてはまる番号すべて）**

1．避難しやすい避難場所や避難ルートの確認
2．避難時の介助者などの確保
3．薬・ケア用品などの予備の確保
4．飲食物の予備の確保
5．持ち出し品の準備
6．発電機などの電源確保
7．病院や福祉事業所との話合い
8．その他
9．特にない

**問48　災害時など緊急に避難しなければならなくなったときに備えて、今後どのような対策が必要だと思いますか。（あてはまる番号すべて）**

1．避難しやすい避難場所の確保
2．避難時の設備（トイレなど）の整備
3．日頃から避難方法の情報提供を行う
4．地域で助け合える体制の整備
5．避難時の介助者などを確保する
6．避難訓練等に参加できるようにする
7．その他
8．特にない

## ■福祉支援センターについて■

「福祉支援センター」は市内に４か所あり、障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）および児童福祉法のもとで次のサービスを提供しています。

**【地域活動支援サービス】**

18歳以上の障害のある方を対象に創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進等のサービスを実施します。福祉支援センターやたべは、精神障害のある方も対象としています。

**【児童発達支援】**

未就学の発達に心配のあるお子さんを対象に、保護者と共に療育訓練等を行います。このサービスは令和９年度以降は児童発達支援センターにおいて実施予定です。

**問49　あなたは、「福祉支援センター」を知っていますか？（番号は１つだけ）**

1．利用したことがある
2．名称は知っているが、利用したことはない
3．知らない

**問50　今後の「福祉支援センター」に希望するサービスは何ですか？（あてはまる番号すべて）**

1．社会適応訓練（集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力を養う訓練）
2．厚生相談（障害のある方及びその関係者からの様々な相談に対し、必要な助言等を行う）
3．スポーツ及びレクリエーション
4．健康指導
5．創作的活動（絵画、音楽、手芸など、利用者の創造性や表現力を生かした活動）
6．生産活動（軽作業や農作業などを通して、働く喜びや社会参加の経験を得る活動）
7．社会との交流促進
8．家族等に対する介護、生活援助方法の指導

9. 送迎サービス
10. 属性や世代を問わない相談機能
11. 社会とのつながりを作るための支援
12. 世代や属性を超えて交流できる居場所
13. 支援が届いていない人に対し、情報・支援を届ける
14. 医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化
15. 地域住民ボランティアの育成
16. 障害に対する理解促進を図るための普及啓発
17. その他
18. わからない・興味がない

**問51　「福祉支援センター」へのご意見やご要望がありましたら、別紙の「自由記載欄（問51）」にお書きください。**

## ■地域福祉の推進について■

**問52　あなたは、地域福祉（※１）を推進するためには、どのような取組が必要であると思いますか。（番号は３つまで）**

※１ 誰もが自分らしく、住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりのこと。

1. ボランティアの育成と活動の促進
2. 区会（自治会）、ボランティア団体等への支援
3. 身近な相談窓口の充実
4. 地域福祉に関する活動の中心となる人材の育成
5. 福祉サービスに関する情報提供や案内の充実
6. 誰もが気軽に集まれる居場所づくり
7. 利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化
8. 地域福祉への理解を深め、参加を促す福祉教育の充実
9. 支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり
10. その他

**問53　地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのような取組が必要であると思いますか。（番号は３つまで）**

1. 近隣の住民同士の日常の付き合い
2. 地域の行事等を通じた人のつながりの拡充
3. 地域活動の積極的な情報発信と参加の促進
4. ボランティアや地域活動に関わる人材の育成
5. ボランティアや地域活動に関わる団体相互の連携
6. 共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実
7. 区会（自治会）への加入促進
8. 地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援
9. 子どもたちへの福祉教育の充実
10. その他

## ■つくば市の障害福祉施策について■

**問54　つくば市が取り組む障害福祉施策に関することであなたが要望したいことは何ですか。（あてはまる番号すべて）**

1．啓発・広報活動の充実
2．地域づくり
3．福祉教育の推進
4．住宅政策の推進、都市施設・道路の整備
5．交通手段の確保
6．防犯・防災体制の充実、消費者被害等の未然防止
7．成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実
8．障害者虐待防止のための体制の整備
9．差別の禁止
10．日常生活支援の充実
11．保健・医療・福祉・教育の連携
12．相談体制の整備
13．総合拠点・地域拠点の整備
14．コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化
15．健康づくりの支援
16．精神医療体制の充実
17．保健・医療体制の整備
18．障害児への支援
19．生涯学習の推進
20．就労機会、就労の場の充実
21．社会活動への参加と交流の促進
22．地域リハビリテーション施策の充実

質問は以上です。

最後に、障害福祉サービスや行政の取り組み、障害のある方を支えているご家族等からの悩みや困りごとなど、何かご意見がありましたら、自由記載欄にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

# 回答票

※郵送で回答する場合は、こちらの回答票に記入し、同封の返信用封筒で返送をお願いします。

| ID | ○○○○○○ |
|---|---|

※こちらの番号は、インターネットでの回答と郵送での回答の重複を防ぐために記載いただくものです。

資料4－3

【例】

問20　あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。
（あてはまる番号すべて）

1. 通勤・通学・通所
2. 訓練やリハビリに行く
3. 医療機関を受診する
4. 余暇活動
5. その他

① アンケート調査の「問」の番号（例の場合「問20」）の選択肢から数字を選ぶ。

| 問20 | 1、4、5 |
|---|---|

② ①で選んだ数字を、回答票の対応する「問」（例の場合「問20」）の回答欄に書き込む。

：

「その他」を選んだ場合の記載欄

問20：子どもの活動の付き添い

③ ①で「その他」を選んだ場合で、その内容を記載したい場合は、「その他」を選んだ場合の記載欄に書き込む。

［回答の書き方］

（1）アンケート調査の「問」の選択肢から数字を選ぶ。
（2）（1）で選んだ数字を、回答票の対応する「問」の回答欄に書き込む。
（3）（1）で「その他」の選択肢を選んだ場合で、その内容を記載したい場合は、それぞれの大見出しの最後にある「「その他」を選んだ場合の記載欄」に書き込む。（必ず書く必要はありません。）

| 問1 | |
|---|---|

## ■あなたの現状について■

| 問2 | |
|---|---|
| 問3 | |
| 問4 | |
| 問5 | |
| 問6 | |
| 問7 | |
| 問8 | |

| 問9 | ① | | ② | | ③ | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | ④ | | ⑤ | | ⑥ | |
| | ⑦ | | ⑧ | | ⑨ | |

| 問10 | |
|---|---|

## ■現在と今後の生活について■

| 問11 | |
|---|---|
| 問12 | |
| 問13 | |
| 問14 | |
| 問15 | |
| 問16 | |

「その他」を選んだ場合の記載欄

## ■外出について■

| | |
|---|---|
| 問17 | |
| 問18 | |
| 問19 | |
| 問20 | |
| 問21 | |
| 問22 | |

「その他」を選んだ場合の記載欄

## ■日々の過ごし方について■

| | |
|---|---|
| 問23 | |
| 問24 | |
| 問25 | |

「その他」を選んだ場合の記載欄

## ■余暇活動について■

| | |
|---|---|
| 問26 | |
| 問27 | |
| 問28 | |
| 問29 | |

「その他」を選んだ場合の記載欄

## ■情報入手とコミュニケーションについて■

問30

「1」:現在情報を得ている
「2」:今後情報を得ることを希望する
空欄:現在情報を得ていない、今後も希望しない

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ① | | ② | | ③ | |
| ④ | | ⑤ | | ⑥ | |
| ⑦ | | ⑧ | | ⑨ | |
| ⑩ | | ⑪ | | ⑫ | |
| ⑬ | | | | | |

| | |
|---|---|
| 問31 | |
| 問32 | |

「その他」を選んだ場合の記載欄

## ■外出について■

| 問33 | |
|---|---|

| 問34 | 「1」 現在利用している<br>「2」 現在利用していない<br>「3」 今後利用したい |
|---|---|

※現在利用しておらず、今後も利用希望がない場合は空欄で

| | | | |
|---|---|---|---|
| ア.居宅介護 | | チ.施設入所支援 | |
| イ.重度訪問介護 | | ツ.計画相談支援 | |
| ウ.同行援護 | | テ.地域移行支援 | |
| エ.行動援護 | | ト.地域定着支援 | |
| オ.重度障害者等包括支援 | | ナ.児童発達支援 | |
| カ.生活介護 | | ニ.放課後等デイサービス | |
| キ.自立訓練（機能訓練） | | ヌ.保育所等訪問支援 | |
| ク.自立訓練（生活訓練） | | ネ.居宅訪問型児童発達支援 | |
| ケ.就労移行支援 | | ノ.障害児相談支援 | |
| コ.就労継続支援A型 | | ハ.移動支援 | |
| サ.就労継続支援B型 | | ヒ.日中一時支援 | |
| シ.就労定着支援 | | フ.訪問入浴サービス | |
| ス.就労選択支援 | | ヘ.自立生活援助 | |
| セ.療養介護 | | ホ.地域活動支援センター | |
| ソ.短期入所（ショートステイ） | | マ.共生型サービス | |
| タ.共同生活援助（グループホーム） | | | |

## ■差別や疎外感について■

| 問35 | |
|---|---|

| 問36 | |
|---|---|

| 問37 | |
|---|---|

| 問38 | |
|---|---|

| 問39 | |
|---|---|

| 問40 | |
|---|---|

| 問41 | |
|---|---|

| 問42 | |
|---|---|

| 問43 | |
|---|---|

「その他」を選んだ場合の記載欄

## ■災害時の避難等について■

| 問44 | |
|---|---|

| 問45 | |
|---|---|

| 問46 | |
|---|---|

| 問47 | |
|---|---|

| 問48 | |
|---|---|

「その他」を選んだ場合の記載欄

## ■福祉支援センターについて■

| 問49 | |
|---|---|

| 問50 | |
|---|---|

問51 「福祉支援センター」の自由記載欄

## ■地域福祉の推進について■

| 問52 | |
|---|---|

| 問53 | |
|---|---|

「その他」を選んだ場合の記載欄

## ■つくば市の障害福祉施策について■

| 問54 | |
|---|---|

**ー 自 由 記 載 欄 ー**

障害福祉サービスや行政の取り組み、障害のある方やご家族からの悩みや困りごとなど、ご意見がありましたらこちらにご記入ください。

長時間にわたり、ご記入いただきまして、本当にありがとうございました。
皆さんからいただきましたご意見につきましては、今後、市の障害福祉施策を考えるうえでの参考といたします。

資料4－4

# つくば市障害者プラン
# 策定に向けたヒアリング調査票

## - はじめに -

この調査票は障害者関係団体の皆様のご意見をお聞きし、「つくば市障害者プラン」策定の基礎資料とさせていただくものです。お忙しいところ恐れ入りますが、ご回答にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

## - ご記入に当たって －

〇それぞれ該当する項目に記入してください。
〇調査票の質問事項に基づいてご回答ください。自由記述の形式は特に問いません。
〇回答は、　月　日(　)までに障害福祉課へご提出ください。

◎　この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

つくば市　福祉部　障害福祉課　担当：矢島・近藤
TEL：029-883-1111（代表）内線 2221
FAX：029-868-7544
メール：wef020@city.tsukuba.lg.jp

## 1. 貴団体について

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 団体名 | | | | | |
| 代表者 | | | | | |
| 記入者及び記入日 | ■記入者: | | | | |
| | ■記入日: 令和年 | | 月 | | 日 |
| 連絡先 | ■電 話 : | | | | |
| | ■e-mail: | | | | |
| 対象<br>※該当するもの全てに○ | 1. 身体　2. 知的　3. 精神　4. 障害児<br>5. その他(　　) | | | | |
| 活動期間<br>※わかる範囲で | 約　　年　または 設立年度　　年 | | | | |
| 活動内容 | ■活動目的: | | | | |
| | ■主な活動・行事内容: | | | | |
| | ■活動の頻度(該当するものに○):<br>1. 週5～7回　2. 週2～4回　3. 月3～4回<br>4. 月1～2回　5. 年6～11 回　6. 年1～5回<br>7. その他 (　　) | | | | |
| 構成員の状況<br>※令和7年 10 月 1 日現在 | ■構成員: | | 人　およその平均年齢 | | 歳 |
| | ■5年前からの構成員の数の変化:<br>1. 増えた(約　　人)　2. 減った(約　　人)<br>3. 変わらない | | | | |

## 2. 貴団体が感じている、ここ3年間での状況の変化や課題、今後の障害者施策に求めるものについて

（1）～（11）についてご意見をお聞かせください。

| （1）障害や障害者への理解と交流、共生のまちづくりについて<br>障害や障害のある人に対する周りの理解と地域社会のあり方、障害のある人とない人との交流に関すること　等 |
| --- |
| |

| （2）生活環境について<br>公共交通機関などの移動手段や施設のバリアフリー化に関すること、住まいや住宅に関すること　等 |
| --- |
| |

| （3）安全・安心な暮らしについて<br>防災対策・避難所、防犯対策に関すること　等 |
| --- |
| |

| （4）差別の解消・権利擁護について<br>障害を理由とする差別の解消や合理的配慮、権利擁護に関すること　等 |
| --- |
| |

| （5）障害福祉サービスについて<br>在宅のサービスや通所・入所サービスについて　等 |
| --- |
| |

| （6）相談・情報提供について<br>相談支援に関すること、サービスなどに関する情報提供について　等 |
| --- |
| |

| （7）医療・保健について<br>疾病の予防や早期発見・対応などに関すること、医療に関すること　等 |
| --- |
| |

| （8）教育・保育・療育について<br>学校教育に関すること、保育・就学前教育、療育などに関すること　等 |
| --- |
| |

| （9）雇用・就労について<br>就労支援や定着支援、就労先や雇用現場に関すること　等 |
| --- |
| |

| (10)生涯学習、文化・スポーツ活動について<br>生涯学習、文化活動、スポーツ活動及び余暇活動に関すること　等 |
| --- |
| |

| (11)障害者等の地域生活において必要な支援体制等について<br>障害者等が重度化・高齢化していく中で、また、支援者がいなくなった後で、地域で生活していくために必要な支援体制に関すること　等 |
| --- |
| |

## 3. 今後の活動方針について

| (1)今後取り組みたい、または充実したい活動について |
| --- |
| |

| (2)上記の活動を進めるにあたって必要な支援等 |
| --- |
| |

## 4. そのほか、ご意見等がございましたら、お聞かせください。

| |
| --- |
| |

**以上で質問項目は終了です。ご協力ありがとうございました。**